地名散歩

第50回　広域地名の「正しい使い方」とは

一般財団法人日本地図センター客員研究員　　今尾　恵介

武蔵野（むさしの）という地名は、長らく各方面で愛されてきた。たとえば多摩地区で平坦な台地上にケヤキの並木などあれば「武蔵野の面影を色濃く残す風景」などと形容されるし、今は見渡す限りの住宅地になっているエリアなら、昔語りの冒頭に「かつてこの地には武蔵野の雑木林が広がっていた」といった表現をすれば、地域の風格が高まるような気分になる。そもそも武蔵野とはどこを指すのか、『角川日本地名大辞典』から抜粋してみた。

古代以来の原野名。一般には関東平野西部の武蔵野台地を指し、広義には関東または武蔵国の原野をいう。「新編武蔵」（江戸末の地誌『新編武蔵風土紀稿』＝引用者注）では「古（いにしえ）は十郡に跨て、西は秩父峯、東は海、北は河越（かわごえ）、南は向ケ岡、都築（つづき）原に至ると云々、最広漠の野なりしことは諸書紀行の類にも載たり」と記す。初見は「万葉集」第14収載の東歌数首「むらさきのゆかりの色も問ひわびぬみながら霞むむさしののの原」（藤原定家：続後拾遺集）「むさし野に生ふとし聞けば紫のその色ならぬ草もむつまじ」（小野小町：続古今集）など古来、紫の主材で歌枕として多くの歌人にうたわれている（後略）。

川越から都築原（現横浜市域）にまで及ぶ広大なエリアを指していたことがわかるが、明治22年（1889）に町村制が施行された際、さっそく新しい村名としてこれを名乗る村が誕生した。現在の武蔵野市の前身にあたる武蔵野村で、吉祥寺村・境村・関前（せきまえ）村・西窪村という4村に加えて井口新田の飛地が合併して成立した。合併で新しく村名を付けるのは大変な仕事で、旧村それぞれが納得いく村名が見つからずに紛糾することも珍しくない。このため、広域地名は各村が折り合える便利

東京23区の西部から多摩地区、それに川越以南の埼玉県を含む広大な武蔵野。その数多くの市のひとつが武蔵野市。1:200,000地勢図「東京」平成9年要部修正

岩手県水沢市・江刺市・前沢町・胆沢町・衣川村が平成18年（2006）に合併した奥州市。奥州つまり陸奥国は九州より広い。1:200,000地勢図「一関」平成24年要部修正

な「道具」として好んで用いられてきた。

ちなみに武蔵野村はこれまで127年の間、一度も合併せずに現在の武蔵野市となっており、広大な武蔵野（厳密な範囲が決まっているわけではないが）に比べると市域面積はわずか10.73平方キロでしかない。武蔵野の全体からすればおそらく1パーセントにも満たないだろう。それでも「早い者勝ち」で名乗ってしまえば、他の村には口出しできない。

武蔵野村ができた26年後、大正4年（1915）に池袋〜飯能間を開業したのが武蔵野鉄道である。現在の西武池袋線であるが、池袋にある西武百貨店の前身も武蔵野デパートだった。戦後に西武鉄道となってからも、昭和27年（1952）までは西武武蔵野線と称していたため、沿線に古くから住む人は「武蔵野線」と呼ぶ人が今も珍しくないようだ。これが池袋線に改められた21年後には国鉄（現JR）に武蔵野線が登場する。府中本町から南浦和を経由して新松戸に至る東京の「外環状線」で（現在は鶴見〜府中本町〜南浦和〜西船橋）、全体から見れば地形区分としての武蔵野台地を走る区間は4分の1以下ではあるが、古来の広義の武蔵野には合致しており、ふさわしいネーミングではないだろうか。やはり人気のある広域地名である。

自治体名はともかく市内の町名は自由なので、埼玉県と東京都内には武蔵野を名乗る町名・大字がいくつも存在する。最も古いのは地形的に武蔵野ではないが、深谷市内に明治9年（1876）に誕生した大字武蔵野があり、他にも小字として武蔵野を名乗るものは各地にかなり多く発生した。こちらはおそらく地租改正時、雑木林などの入会地で、他にあまり名付けようがない土地に命名された例が多い。他に大字としては埼玉県ふじみ野市（旧上福岡市・大井町）に武蔵野が昭和42年（1967）に、昭島市にも同62年に武蔵野が誕生した。平成に入るとひらがな地名の流行が影響してか、瑞穂町むさし野（平成15年）と川越市むさし野（平成20年）が新たに登場している。

自治体名でよく用いられる広域名称の代表格が旧国名で、岐阜県美濃市の前身である上有知町が「美濃紙の産地」であることから明治43年（1910）に美濃町を名乗ったのが最初期の事例であるが、戦後は合併の進展に伴って目立つようになってきた。石川県加賀市（大聖寺町ほか）、岡山県備前市（片上町ほか）、高知県土佐市（高岡町が改称）などが登場したが、これによって地名の大小の「逆転現象」が各地で見られるようになっていく。

たとえば石川県加賀市など、今では誰もが慣れてしまったけれど、そもそも石川というのは県庁所在地（美川町＝現白山市）が属した郡名であり、もとは加賀国に所属する河北、石川、能美、江沼の4郡のひとつである。高知県土佐市にしても、県名は城下町・高知を採用したものであるため、「土佐の高知の播磨屋橋で……」という階層の順番とは逆で、高知県の数ある市の中の土佐市、という奇妙な順番になってしまった。

平成の大合併ではさらに広域の地名も用いられ、たとえば岩手県に誕生した奥州市（水沢市・江刺市ほか）など、奥州つまり陸奥国といえば現在でいえば福島、宮城、岩手、青森の4県にまたがる九州より広い国であった。その3分の1に過ぎない岩手県の市名としてふさわしいかどうか。そのうち「関西市」とか「西日本市」などが登場しても現在の自治体名決定のやり方の枠組みでは止めようがない。広域地名の「濫用」を防ぐ仕組みはないものだろうか。

今尾恵介（いまお・けいすけ）

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』（けやき出版）、『住所と地名の大研究』（新潮選書）、『地名の社会学』（角川選書）、など多数。2008〜09年には『日本鉄道旅行地図帳』（新潮社）を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在（一財）日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士

CONTENTS

NO.712
2016 May

地名散歩　今尾　恵介

03 **事務所運営に必要な知識**
—時代にあった資格者であるために—
第46回　高等教育機関における不動産専門実務教育のあり方
日本土地家屋調査士会連合会　理事　林　亜夫（つぐお）
明海大学不動産学部名誉教授

07 **自然災害と向き合う**
—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—
名古屋市との災害協定の締結
愛知県土地家屋調査士会　副会長　平井　立樹

10 三重県公嘱協会30周年記念講演会
日本の土地制度の課題
～10年後のために登記・実態把握を～
公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

12 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2016　part15
まちづくりその未来を探る
ー今、土地家屋調査士ができることー

15 ADRセンター講演会
紛争解決における合意形成

18 愛しき我が会、我が地元　Vol.27
新潟会／沖縄会

21 お知らせ
土地家屋調査士2017年オリジナルカレンダー

22 国土計画シンポジウム参加報告

24 平成27～28年度研究所研究中間報告

28 会務日誌

30 会長レポート

33 ちょうさし俳壇

34 公嘱協会情報　Vol.119

36 「土地家屋調査士白書2016」発刊のお知らせ

38 国民年金基金から

40 土地家屋調査士名簿の登録関係

41 人事異動　法務局・地方法務局

42 測量機器総合保険（動産総合保険）のご案内

43 ネットワーク50
三重会

45 編集後記

表紙写真
「僕は土地家屋調査士！」
第30回写真コンクール
＜テーマ部門＞入選
谷口　正美●鹿児島会

事務所運営に必要な知識
―時代にあった資格者であるために―

第46回　高等教育機関における不動産専門実務教育のあり方

日本土地家屋調査士会連合会　理事　　林　亜夫（つぐお）
明海大学不動産学部名誉教授

私は20年近く明海大学の不動産学部で不動産の教育・研究に従事し、主に不動産学の基礎科目である不動産数理、不動産統計解析を教えてきました。不動産学部に就任した当時、「不動産」にはあまりこだわらず何処でも通用する数理解析、統計学を教えるべきだと思っていました。しかし、土地利用や都市施設の数値解析、統計解析を通じて、不動産の歴史、制度、市場の特異性と複雑さに興味を持ち、不動産学の研究に従事してきました。さらに日調連を始めとする業界の実務専門家の方々との交流を通じて、不動産学の実学としての重要性を認識すると同時に、大学における後継者育成の教育の難しさも悟りました。

大学での不動産専門教育は、様々な不動産専門業務の担い手を定常的に養成するだけでなく、業務の進化・発展とその社会的評価を高めるためにも重要だと思っています。そして実務教育の側面を持つ不動産教育は、土地家屋調査士の方々など実務専門家の教育現場への関与・参加・協力を経て、実務専門家の方々と組織立って運営していく必要があります。今回、高等教育機関、特に大学において広く普及すべき不動産専門教育の意義と問題点について述べたいと思います。

欧米では不動産専門教育は大学で行われてきましたが、日本では？

米国、英国においては、既に100年以上も前から不動産の専門教育を大学で実施してきました。当時の産業経済社会は急激に拡大発展し、都市化が進行する一方で、世界恐慌の発生、土地問題の深刻化と社会的不平等、格差の広がり等の様々な問題を抱える状態でした。不動産は経済社会の発展の原動力であると同時に、諸問題発生の根源的要因とも考えられていました。それゆえ不動産に対する規制や諸制度の導入が進み、不動産に係る実務家、専門家も多様化し、要求される知識、技術も専門化、高度化していきました。そして、恒常的にこれら専門実務家を育成するために、大学における不動産専門教育が実施され始めました。

この結果、現在、米国、英国ではその教育体制はそれぞれ異なりますが、不動産の専攻課程を置く大学が多数存在します。そしてEU諸国、韓国、中国そしてシンガポールといったアジアの主要な国々でも同様の教育が実施されています。

日本では約25年前のバブル経済期に土地問題が大きな社会問題となり、不動産学の研究推進と不動産に係る高度な専門家育成が官学から提起され、一部の大学において不動産の専門教育が始まりました。しかし、その後、大学における不動産専門教育が広く普及、発展することはなく、明海大学を含む僅少の大学にとどまり、進学志願者も増加することはありませんでした。

この理由として「不動産のイメージが悪いからだ」、「学部の名前を変えるべきだ」などと各界の方々からよく言われました。しかし、私はイメージの悪さや名前が不動産教育の普及や進展を妨げた主たる原因とは思っていません。

なぜ日本では不動産教育が普及しなかったのか

不動産の教育が実務・実学教育の性格を持ち、このことが学問知識を教育することを主眼としてきた人文社会科学系の大学の教育体制とマッチしなかったこと、さらに不動産の知識が広い範囲の学問分野

に立脚し、理系・文系融合の体系を持つため、従来型の大学教育ではその教育体制を整えることが難しかったことが主たる原因と考えています。

日本の大学、特に人文社会科学系の大学の多くが、特定の学問研究分野(例えば、経済学、法学、社会学…)を教育する学部によって構成されています。そして、これらの多くの大学教育が、学生たちが将来従事する特定の実務(キャリアパス)を想定した教育ではなく、ジェネラリストとして官公庁・企業の組織人を養成することが主目的であったと思います。さらに大学入学時にある特定のキャリアパスを決めてしまうことは、学生たちのチャンスや夢を奪うことになり好ましくないという考え、さらに真理を探求、学問的知識を身に付けた方が、本当の意味での適応力や判断力が身に付くという考えを多くの高校、大学関係者が持っていたと思います。

一方で企業側の採用時の学生評価は、「社会人常識・マナー」、「コミュニケーション能力」、「協調性」等などといった能力を重視し、「専門知識・技術」等はあまり評価しないという調査結果もあります。

私はこのような大学教育の位置づけや、企業側の学生評価の実情をすべて間違ったものとしてすべて否定するつもりはありません。しかし、大学を取り巻く環境は2000年に入り大きく変わり、大学進学率は50％を超え、また大学総入学定員数が進学希望者総数にほぼ等しくなり、数の上では希望者全員が大学に進学できる状況になりました。そして、数年前には約4割の私立大学が定員割れを起こしていると記憶しています。

このような状況は学生の進学、勉強に対する動機を曖昧にし、学力の低下、そして各自の将来のキャリアパスを描けない学生が増加し、就職に失敗、また就職しても直ぐ辞めてしまう(就職後3年で三人に一人)ケースを多く見てきました。

文科省の提唱する日本の大学の改革と不動産学教育

文科省も大学にかなり前から危機感を持ち、大学の在り方について提言しています。その中の一つはいままで金太郎飴のごとく同質であった大学は7つの方向で機能分化すべきであるとしています(中央教育審議会大学分科会H20.12.16)。その方向とは、

(1) 世界的研究・教育拠点
(2) 高度専門職業人養成
(3) 幅広い職業人養成
(4) 総合的教養教育
(5) 特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究
(6) 地域の生涯学習機会の拠点
(7) 社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)

としています。既にスポーツや芸術系、そして医学部系や工学系の一部などは機能特化しているといえますが、大多数の大学(学部)は世界的とはいえなくても研究・教育の拠点という機能にあると思われてきたのではないでしょうか、それも漠然と。大学はその生き残りをかけてその機能を明確にしていくことが必須で、社会的にも求められていると思っています。特に文科系の4年制大学の多くは(2)又は(3)の様々な分野の専門職業人育成にその教育体制を転換すべきだと思っています。

さて、大学における不動産学の専門教育は経営学などと並び、まさに上記(2)の高度専門職業人育成がその目標です。しかし、不動産専門教育が普及しなかった理由として、大学で行う不動産専門教育の構造的難しさを述べましたが、そこには具体的に3つの側面があると考えています。

第一は、不動産の教育が既存の学問体系、主に法学、経済学、建築・都市計画などの工学にまたがる広範な知識に依拠することです。各分野の不動産に係る部分をまんべんなく教えても、学生の頭の中には断片的知識が子供のおもちゃ箱のように詰め込まれるだけです。不動産学の統一的な基礎・原理が必要なのかもしれませんが、100年の歴史を持つ欧米の不動産教育においてもこれらが確立されているとは言い難い状況です。

第二に不動産の教育は、従来の学問専門教育と異なり実務教育の側面を強く持つ点です。不動産にかかる仕事自体他の業務と比べても歴史は古く、業務上培われた膨大な知識や技術は実務家と業界組織に引き継がれてきました。英国では一群の不動産実務家自らが大学という場を利用して、その後継者育成と業務水準の維持のために始めた実務教育で、その後、大学の学者、研究者が参加する形で普及・発展してきました。それゆえ大学にこのような実務教育をどのように組み込むかが課題になります。

第三は日本の大学生は文系・理系に区分され、知識だけでなく彼らの思考回路まで分断されており、不動産学の文系、理系入り交じったカリキュラムは学生にとっては厄介な点です。

高度な職業人養成という実務教育をどのように

ここでは上記の第二の課題に関し、土地家屋調査士の方々が大学における不動産実務教育を担うことの意義と有効性を論じ、ご紹介しようと存じます。

近年、文科省の指針もあり、また志願者をより多く確保するために、様々な分野の実務教育を行う大学が増えてきました。理系以外での実務教育の方法は大きく分けて二つあります。一つは実務家に大学の教壇に立ってもらう、もう一つは学生を実務の現場に派遣、実務を通じて勉強させる方法です。日本では、前者は寄附講座、出張講義などと、後者はインターンシップ等といわれ多くの分野、大学で採用されています。

私は在職中､不動産教育の難しさを実感しながら、不動産学部長として不動産の授業をより魅力あるものに、有意義なものにしたいと思っていた頃、千葉県土地家屋調査士会の鈴木泰介氏にお会いする機会がありました。不動産教育の難しさや実務教育・授業の必要性等の意見交換をするうちに、千葉県土地家屋調査士会の全面的なバックアップの下、寄附講座をしていただけることになりました。早速、千葉県土地家屋調査士会と学部とで覚書を交換し、「不動産学特別講義：土地家屋の調査と表示に関する登記」という授業を平成21年から開講していただきました。全14回の講義は表1のように運営されましたが、私も学生に近い立場で全授業に出席させていただきました｡他の大学や学部での実務家の講義が、とかくトピック的また仕事の自慢話的内容となっていると聞いていましたが、この講義はそのようなものではなく、通常の大学の授業以上に高度でありながら、よく準備され、分かりやすい授業でした。土地家屋調査士の係わる不動産の基礎知識からADRに至るまでコンパクトに、かつ14回の講義が順序よく丁寧に組織化されていました。担当された千葉県土地家屋調査士会の方々の間で詳細に打ち合せ、調整されていたとのことで、感服いたしました。

また授業に出席し、土地家屋調査士の方々の学生に対する態度が、当時大学教授だった私のそれとだいぶ違い、ホスピタリティ（おもてなし精神というか？）に富んでいることに気づきました。大学の教師はとかく学生に上から目線で接し、「何だ！こんなことも分からんのか、もっと勉強しろ！」といった態度が出がちです。土地家屋調査士の先生方にはこういったことは全く感じられずに､学生に質問し、分からなかった場合は質問の方向を変えたり、例え話で答えを誘導したり、私としては焦れったさを感じることもありましたが、巧みな指導技術をお持ち

表1「不動産学特別講義：土地家屋の調査と表示に関する登記」平成21年度

回	担当講師 (敬称略)	内　容
	鈴木泰介	ガイダンス：授業の目的と概要、どのように勉強するか
1	鈴木泰介	不動産業界の中で土地家屋調査士が果たす役割
2	椎名勤	土地家屋調査士業界の構造や現状
3	秋山昌巳	土地家屋調査士試験の概要と合格のための学習計画
4	鈴木泰介	不動産とは何か。日本の不動産登記制度の目的や意義
5	久保田英裕	土地とは。公図や登記記録などについて
6	久保田英裕	土地の表示に関する登記
7	森真美	建物とは。建物や区分建物の認定基準や性質
8	久保田英裕	筆界特定制度と境界の紛争に関するADR
9	平松誠司	建物の表示に関する登記
10	鈴木泰介	区分建物の表示に関する登記
11	秋山昌巳	測量の基礎と面積計算
12	賀来秀	土地、建物の登記の実際
13	松川慶三	日本の土地制度と歴史的沿革

だなと感じました。

このような指導技術を発揮できることは、土地家屋調査士の方々のお仕事の本質が、土地の境界をめぐる当事者間の混沌とした状態から合意を導く、あるいは引き出すということにあることと深く関係していると思っています。

寄附講座から正規の大学授業の担当者として、そして教科書の編纂

授業は順調にかつ学生の評価も高く、毎年運営されていきました。しかしこの間、千葉県土地家屋調査士会の財政的負担、授業を担当していただく土地家屋調査士の方々の時間的、実務的負担は大きく、当時大学側の人間だった私としては申し訳ない心境で、長期的に続けるためには寄附講座だけに頼らない方法を考えなければならないと思うようになりました。

大学の授業とその担当者に関しては様々な規制があり、自由に科目を開講したり、担当者を決めたりすることはできません。しかし、授業の内容、レベル、そして土地家屋調査士の方々の授業の運営と優れた教授法を鑑み、この授業を寄附していただくのではなく、正規の授業担当者：大学の先生（非常勤講師）として大学から辞令をもらい教授していただく方が好ましいと考えました。学生の成績管理まで責任が広がりますが、専門実務家として大学授業の枠にとらわれずに自由に授業を設計できますし、大学側にとっても不慣れな実務教育体制を内部化できるからです。しかし、大学の制度上、担当した土地家屋調査士すべての先生方に講師になっていただくことはできず、今でも申し訳なく思っています。

千葉県土地家屋調査士会の方々の不動産教育に対する大きな貢献がもう一つあります。それはご担当になった方々で教科書を編纂されたことです。全授業に対応する形で資料等含めて180ページを超える「土地家屋の調査と表示に関する登記」と銘打ったテキストです。

その当時、不動産学部の専任の授業で利用できる学部独自の教科書は多くありませんでした。多くの教員は各自の専門分野の文献、資料から不動産に関係する部分を切り貼りして教材として利用していました。この教科書が印刷されるや否や最初に興味を持ち欲しがったのは専任の教員でした。専任教員さえ編纂していない不動産独自の教科書を、土地家屋調査士の方々がどのように造ったのかという単純な好奇心からかもしれませんが。学部長として当時、専任の教員によい刺激を与えてくださったと感謝しております。

教科書の存在は学生の勉強を効率的に押し進めることを可能にしますが、同時に教える側にとっても何を何処まで教えるか、教育の指針と目標を明確にすることができ、授業を効率的に運営できるようになります。特に、このような教科書が編纂されたことは土地家屋調査の教育にとどまらず、他の不動産専門教育分野にも教育の指針を示し、有益な影響を与えたものと評価しています。

連合会ホームページにおいて、全国の寄附講座・出前授業の開講状況を公表しております。会報では、各会等が実施している寄附講座・出前授業を、多方面から見つめて掲載していきたいと考えています。

既に実施の土地家屋調査士会はじめ、開講を検討している会の参考になればと思います。来月からのシリーズ企画をご期待ください。

（日本土地家屋調査士会連合会　広報部）

自然災害と向き合う

―今、この時代に生きる土地家屋調査士として―

名古屋市との災害協定の締結

愛知県土地家屋調査士会　副会長　　平井　立樹

今年５月に「G7伊勢志摩サミット」が開催される隣県の伊勢地方では、古来、「伊勢は津でもつ津は伊勢でもつ　尾張名古屋は城でもつ」という伊勢音頭が歌い継がれている。

この音頭にあるとおり、名古屋市には、「名古屋城」以外に有名な観光スポットは見当たらないものの、政令指定都市である名古屋市には、200万人以上の市民が暮らしている。

東京、大阪の大都市に比べ、どこか、ゆったりした田舎風景が漂う不思議な街でもある。

さて、昭和34年に名古屋市を襲った伊勢湾台風は、満潮時も重なり、名古屋港からの浸水等での甚大な被害をもたらした。

名古屋市の南部地域には、今も海抜ゼロメートル地帯が広がり、近い将来、発生が予想される東南海地震のような大震災への対応が喫緊の課題であるにもかかわらず、ゆったりした県民性の所以か、隣県の静岡県等と比較すると、備えへの動きもゆったりしている。

このような地域事情もあるが、一方で、技術者である名古屋市の道路行政担当者には、災害に対して危機感があるのだろう。名古屋市内における液状化現象が危惧される地区から世界測地系の図根多角点（既知点は街区基準点）の設置を進めている。

私の自宅兼事務所の中村区でも、２年前から運用されているので、測量で街区の４隅にある図根多角点を使用することにより、遠方からの基準点測量をする手間を省けることになった。

私は、支部で役員を担当していた当時から、今回の名古屋市との災害協定締結の窓口となった担当部署との間で、官民境界立会業務等に関する意見交換を行っており、最近では、名古屋市における官民境界申請手続に係る要項の改正等も行った。

ところで、名古屋市の官民査定方法は、以前は区域線明示と言っていたが、戦災復興の耕地整理の地域については、道路中心線を決め半幅員何間で区域線（官民線）が土地家屋調査士等の代理人に指示され、また、新しい区画整理の地域については、街区頂点に設置してある鋲を直線で結んだ線が区域線である旨、代理人に指示される。

したがって、官民境界立会業務において、名古屋市の職員が臨場することはほとんどない。余談ながら、私は、測量コンサルに勤めていたころから、この区域線測量に携わってきた。街区頂点の位置のアスファルトをカッターで40センチ四方切り、穴を堀り、耕地整理の丸太杭の痕跡を発見する。このような作業を経て、当該データが蓄積され、官民線が確認されるのである。

さて、震災の話に戻る。

阪神大震災、その後の東日本大震災発生後、愛知県土地家屋調査士会は、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）と共に、名古屋市に対し、災害協定の締結に向けて、各種啓発活動を行ってきた。

しかし、名古屋市は、危機意識の欠如が背景にあったかどうかは不明であるが、災害協定の話について耳を傾けてはくれなかった。

ところが、平成27年９月に開催した名古屋市との官民境界申請手続に係る打合せ会の席上、名古屋市の担当課である緑政土木局道路利活用課（いわゆる測量課）から、「南海トラフ・東南海・東海沖地震が発生した場合、早期の復興を目指すため災害協定を結びたい。」との申入れがなされた。

急転直下である。

大地震の周期は、約100年から140年といわれる。

東南海沖では、1944年（昭和19年）、南海地震は、1946年（昭和21年）に発生した。その際は、戦中・戦後ということでもあり、相当な被害があったが報道規制がされていてあまり知られてはいない。

東海沖地震は、1854年の安政東海地震以来、160年間起きていない。

東南海・南海地震の周期を100年とすると、今から30年後ということになるが、名古屋市としては、ようやく、震災時における対策が必要と判断したのだろう。

さらに、この災害協定の締結については、名古屋市の要望により、できれば平成27年中に、遅くても平成27年度中に行うという急な話になった。

そこで、すぐに公嘱協会に連絡し、名古屋市との三者協議を開始し、協定及び細目協定の作成を進めた。

名古屋市は、これと並行して、名古屋市測量設計業協会(以下「名測協」という。)とも、災害時の測量業務に係る協定・細目協定の作成を進めた。

協議当初は、それぞれの業界において災害時協定を締結する方向であったが、最終的には、四者間での締結となった。

名古屋市議会のスケジュールの関係上、災害協定締結式が平成28年1月27日に実施されることになり、それまでに協定書等を作成しなければならないというハードかつタイトなスケジュールに突入し、平成27年の暮れも押し迫った仕事納めの12月28日、名古屋市の担当者が最後の協定案を持って本会事務局を訪れた。

そんな苦労・難産の末、無事、本年1月27日名古屋市役所本庁の正庁の間において四者間での締結式が厳かに行われた。

さて、本題の災害協定の内容である。

一般的に、地方自治体と土地家屋調査士業界において締結されている災害協定は、「家屋の罹災証明の発行の手助け」等であろう。

しかしながら、今般の名古屋市との災害協定は、「技術的な協力」である。被災時の早期なライフラインの復旧が不可欠であるため、まず基準点の設置(復元)を行い、次に、街区点の設置(復元)を行い、街区の中の筆界(街区型地籍調査を含む)測量という工程で復旧に向けた作業を進めることとなる。

基準点・街区点の復元作業は、名測協、いわゆる測量設計会社が担当する。

公嘱協会は、都市再生地籍調査事業での筆界点調査・街区測量・立会などの地図整備を行うことを担当する。

そして、土地家屋調査士会は、市民からの相談を受けるため境界確認に関する相談所を各行政区別に設置し対応することとなる。

現在、具体的な業務の進め方を規定する「業務マニュアル(仕様書)」の作成を進めている。初めて携わる人でも理解できる手引書である。

その概要は、以下のとおりである。

1　組織体制
　各団体の業務の役割分担を確認する。

2　情報収集
　被災状況の確認方法。名測協が行う測量標の状況調査及び国土地理院からの地盤の変動状況など提供される情報を収集する。国による改測の情報収集も行う。

3　実施体制
　連絡体制について、各団体が相互に連携し、状況を把握できるように体制を確立させる。

4　作業基準
　どの地域を優先させるかを判断する方法を検討する。液状化や津波などの被害予測、又は、人口密集地域や幹線道路沿いなどの地域特性により判断する。

5　訓練
　具体的な被害想定をし、防災訓練・勉強会を行う。

土地家屋調査士会・公嘱協会出席者全員

災害協定締結式の4者

名古屋市としては、本災害協定を結ぶことによって、災害が起きた際の業務の発注をスムーズに実施できるというメリットがあるとのことである。

今回の名古屋市との災害協定は、各団体が有する技術力を活かして早期復興を図るという面において、全国でもまれな協定ではないかと思われる。

災害は、当然、起きないに越したことはない。

しかし、いざという時の素早い対応・復興を目指し、今後も、土地家屋調査士という資格を大いに活用してもらうよう、名古屋市と意見交換会を継続していきたいと考えている。

以上

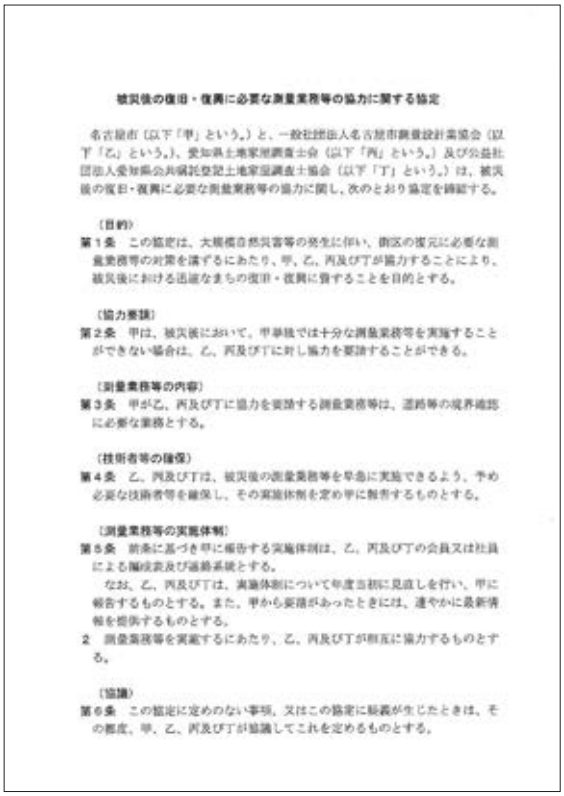

被災後の復旧・復興に必要な測量業務等の協力に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と、一般社団法人名古屋市測量設計業協会（以下「乙」という。）、愛知県土地家屋調査士会（以下「丙」という。）及び公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丁」という。）は、被災後の復旧・復興に必要な測量業務等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大規模自然災害等の発生に伴い、街区の復元に必要な測量業務等の対策を講ずるにあたり、甲、乙、丙及び丁が協力することにより、被災後における迅速なまちの復旧・復興に資することを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、被災後において、甲単独では十分な測量業務等を実施することができない場合は、乙、丙及び丁に対し協力を要請することができる。

（測量業務等の内容）
第３条　甲が乙、丙及び丁に協力を要請する測量業務等は、道路等の境界確認に必要な業務とする。

（技術者等の確保）
第４条　乙、丙及び丁は、被災後の測量業務等を早急に実施できるよう、予め必要な技術者等を確保し、その実施体制を定め甲に報告するものとする。

（測量業務等の実施体制）
第５条　前条に基づき甲に報告する実施体制は、乙、丙及び丁の会員又は社員による編成表及び連絡系統とする。
　なお、乙、丙及び丁は、実施体制について年度当初に見直しを行い、甲に報告するものとする。また、甲から要請があったときには、速やかに最新情報を提供するものとする。
２　測量業務等を実施するにあたり、乙、丙及び丁が相互に協力するものとする。

（協議）
第６条　この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議してこれを定めるものとする。

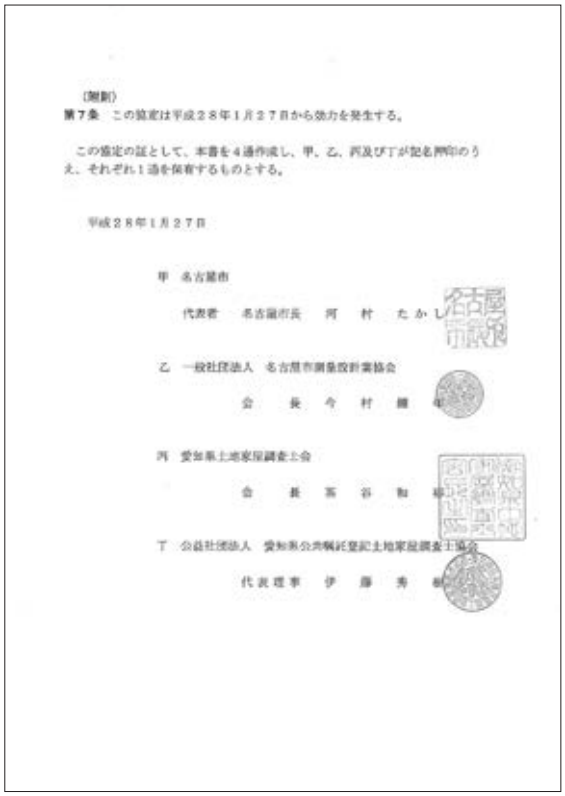

（附則）
第７条　この協定は平成２８年１月２７日から効力を発生する。

この協定の証として、本書を４通作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成２８年１月２７日

甲　名古屋市
代表者　名古屋市長　河　村　たかし

乙　一般社団法人　名古屋市測量設計業協会
会　長　今　村　雄　幸

丙　愛知県土地家屋調査士会
会　長　高　谷　和　幸

丁　公益社団法人　愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
代表理事　伊　藤　秀　樹

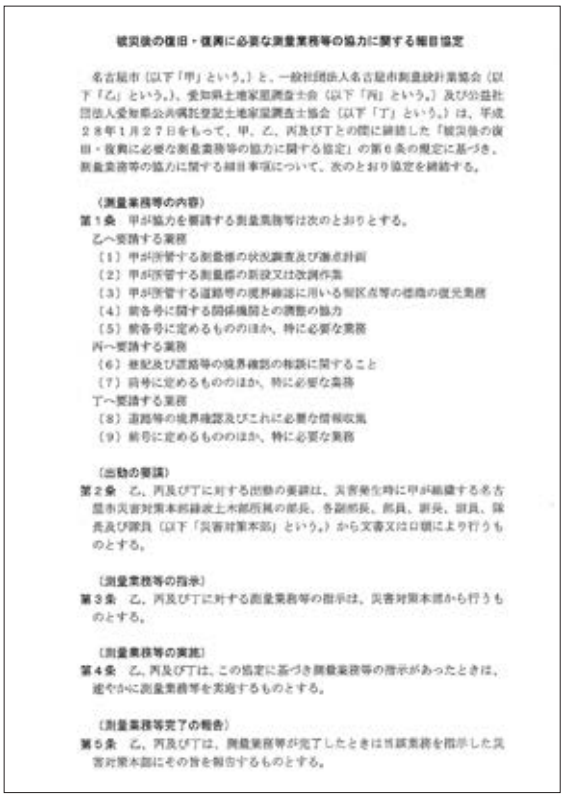

被災後の復旧・復興に必要な測量業務等の協力に関する細目協定

名古屋市（以下「甲」という。）と、一般社団法人名古屋市測量設計業協会（以下「乙」という。）、愛知県土地家屋調査士会（以下「丙」という。）及び公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丁」という。）は、平成２８年１月２７日をもって、甲、乙、丙及び丁との間に締結した「被災後の復旧・復興に必要な測量業務等の協力に関する協定」の第６条の規定に基づき、測量業務等の協力に関する細目事項について、次のとおり協定を締結する。

（測量業務等の内容）
第１条　甲が協力を要請する測量業務等は次のとおりとする。
乙へ要請する業務
（１）甲が所管する測量標の状況調査及び復点計画
（２）甲が所管する測量標の新設又は改測作業
（３）甲が所管する道路等の境界確認に用いる街区点等の標識の復元業務
（４）前各号に関する関係機関との調整の協力
（５）前各号に定めるもののほか、特に必要な業務
丙へ要請する業務
（６）甲記及び道路等の境界確認の相談に関すること
（７）同号に定めるもののほか、特に必要な業務
丁へ要請する業務
（８）道路等の境界確認及びこれに必要な情報収集
（９）前号に定めるもののほか、特に必要な業務

（出動の要請）
第２条　乙、丙及び丁に対する出動の要請は、災害発生時に甲が組織する名古屋市災害対策本部緑政土木部所属の部長、各副部長、部員、班員、隊員、隊長及び隊員（以下「災害対策本部」という。）から文書又は口頭により行うものとする。

（測量業務等の指示）
第３条　乙、丙及び丁に対する測量業務等の指示は、災害対策本部から行うものとする。

（測量業務等の実施）
第４条　乙、丙及び丁は、この協定に基づき測量業務等の指示があったときは、速やかに測量業務等を実施するものとする。

（測量業務等完了の報告）
第５条　乙、丙及び丁は、測量業務等が完了したときは当該業務を指示した災害対策本部にその旨を報告するものとする。

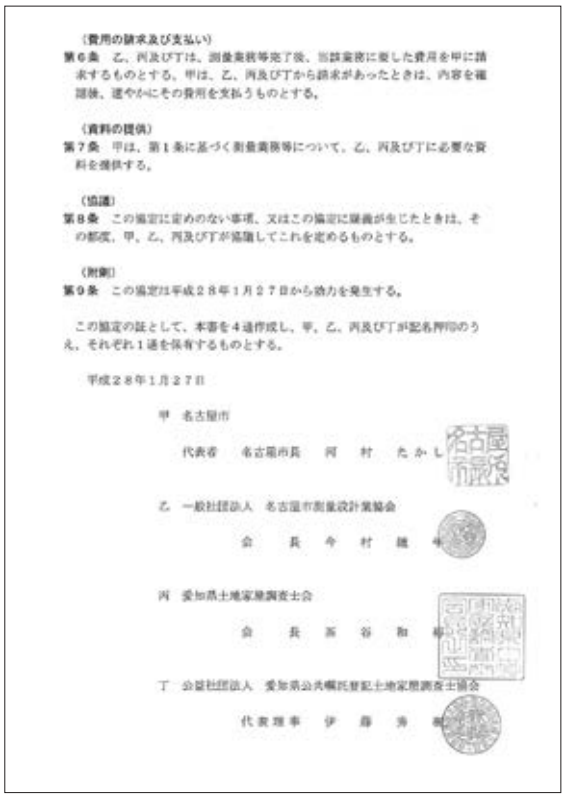

（費用の請求及び支払い）
第６条　乙、丙及び丁は、測量業務等完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。甲は、乙、丙及び丁から請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

（資料の提供）
第７条　甲は、第１条に基づく測量業務等について、乙、丙及び丁に必要な資料を提供する。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議してこれを定めるものとする。

（附則）
第９条　この協定は平成２８年１月２７日から効力を発生する。

この協定の証として、本書を４通作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成２８年１月２７日

甲　名古屋市
代表者　名古屋市長　河　村　たかし

乙　一般社団法人　名古屋市測量設計業協会
会　長　今　村　雄　幸

丙　愛知県土地家屋調査士会
会　長　高　谷　和　幸

丁　公益社団法人　愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
代表理事　伊　藤　秀　樹

災害協定書及び細目協定の写し

三重県公嘱協会30周年記念講演会

日本の土地制度の課題

～10年後のために登記・実態把握を～

公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

はじめに

平成28年2月10日(水)午後2時から、三重県公嘱協会30周年記念講演会「日本土地制度の課題～10年後のために登記・実態把握を～」と題し、公益財団法人東京財団の吉原祥子氏に質疑応答を含め約2時間30分講演をしていただきました。吉原講師は日本土地家屋調査士会連合会の研究所の研究員を務められ、精力的に全国を回り、土地家屋調査士会の研修会等では、群馬、岐阜、長野、茨城、新潟会の5箇所で講演され、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の加盟協会では滋賀、鹿児島、長崎、宮崎に続き、三重協会は5箇所目の講演となります。

今回の講演会の参加者は、三重県土地家屋調査士会の後援を頂き、土地家屋調査士会会員63名、官公署関係は津地方法務局を始め国関係4名、県関係25名、市町関係は32名、他協会社員3名の合計127名でした。

主な講演内容

今回の講演会の論点として、1. なぜ今、「土地制度の課題」なのか？（着目した理由)、2. なぜ「相続未登記」「所有者不明」になるのか？(制度的要因)、3. 全国の実態はどうなっているのか？(調査結果)、4. 今後どうしたらいいのか？（県、市町での対応の可能性)の4点について説明がありました。

まず、なぜ今、「土地制度の課題」なのか？について、きっかけは外資の森林買収という現象でした。その実態を調査する過程で土地の所有・利用実態を行政が把握しきれていない根本問題が浮き彫りになってきたのです。森林買収という現象をきっかけに、国は2011年4月に森林法改正、17道県が水源地域保全条例を制定、市町村は地下水保全条例の制定等、対策に乗り出しました。ところが、北海道で条例制定による水資源保全地域指定の通知を土地所有者に出したところ、4割以上が「宛先不明」で返送されたのです。なぜ、行政の情報精度がここまで低下したのか？それは時代の変化と土地制度の乖離が原因であると吉原講師は推論しております。

次に、なぜ相続未登記、所有者不明になるのか？については、高齢化、人口減少に伴う土地の資産価値の低下により、相続登記が任意のため登記費用をかけてまで相続登記をしない土地が増えていきます。そして、相続未登記を放置しておくと時間の経過とともに法定相続人が鼠算式に増加してしまい、相続人を追跡できず費用も更に掛かり相続登記されないまま放置され続け、所有者不明の土地がますます増えていってしまうと理由づけています。

では、全国の相続未登記による所有者不明化の実態についてどうなっているのか？について、東京財団が2014年秋に実施した相続未登記と固定資産税実務に関するアンケート調査によると、所有者不明化により、①固定資産税の徴収困難、②老朽化した

公益財団法人東京財団　吉原祥子氏

公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会　高山秀峰理事長

三重県土地家屋調査士会　神戸照男会長

空き家の危険家屋化、③土地放置により荒廃が進んだ等の問題が挙げられます。また、今後死亡者課税が増えることが予想され、その理由として、制度に起因する理由として、①相続未登記は減らない、②自治体外在住者の死亡把握が困難、③相続人調査の困難化、また、社会の変化に起因する理由として①相続放棄・相続人不存在が増える、②高齢化・人口減少、③土地に対する意識の変化、④親族関係の希薄化が挙げられますが、自治体における対応だけでは根本解決は困難であると言明しております。また、アンケート調査から、①登記は死亡者名義のままで相続人代表者や納税管理人が代替わりしていく、②免税点未満は納税通知書の送付が不要のため所有者情報が十分に把握されていない(非課税地も同様)、③納税通知書が届かないことで所有者自身も自分の土地に関する認識が低くなっていくということも見えてきました。

現状では、不動産登記法に基づく任意の権利登記が実質的に所有者情報源となっていますが、今後、土地の利用価値の低下や登記手続の煩雑さから相続未登記が増えていくとすれば、このままでは所有者不明化の拡大は不可避であると思われます。

最後に、今後どうしたらよいか？については、人口減少とグローバル化、土地の二極化という時代の変化を踏まえた制度見直しを図る必要があります。具体的には、国として①不動産登記制度等国土情報基盤のあり方の見直し、②国土・資源保全の観点からの実効性ある売買・利用ルールの整備が急務であります。県や市町として、①地域の土地の所有・利用実態に関する基礎情報の整理、②低・未利用地に関わる新たな土地所有・管理の仕組みの創出等を図ることにより土地の持つ公益性を保全し、次世代へ国土を適切に継承していくことが重要と考えます。

そのためには、行政と専門家の間での地域情報を共有し、問題の未然防止を図ることが大事であり、地域の土地の所有・利用実態に詳しい土地家屋調査士が担う役割がますます重要になると位置づけて講演会は終了しました。

吉原講師の講演後記

この度は貴重な機会を頂き誠にありがとうございました。人口減少が進む中、行政や住民の目の行き届かない低・未利用の土地は、今後、新たな土地利用を上回るスピードで増えていくでしょう。これからの時代に求められる土地制度とはどのようなものか。新たな仕組みづくりとそのコストを、国、地方、そして地域がどう分担していくのか。土地の「所有者不明化」問題の根底には、こうした地方創生にも関わる大きな課題があると思います。

講演を聴いて

官公署からの委託に係る公嘱業務であろうと、土地家屋調査士が個人から依頼される一般業務であろうと、土地の境界に関わる業務を処理するには、隣接地所有者との境界確認が必須であることは言うまでもありません。

昨今は権利意識の高まりと、合理的根拠に基づかない自己主張等に起因し、立会不調に至る事案が増加していると実感していますが、それ以前に隣接地所有者に立会確認を求める段階で、所有者を探し当てることが困難である事例が増えてきたように思われます。

当協会は、津市や伊勢市を含め5市1町で地籍調査E工程を受託していますが、所有者に現地調査の通知を出す際、転居された所有者や所有者の生死の確認、所有者死亡の場合の相続関係者の現住所を探す作業が、5年以上経過した住所異動情報はなくなるため大変難しくなっております。また、市町の地籍調査課から固定資産税課に納税者情報を入手しようとしても個人情報の観点から入手できなかったり、近隣者との関係が希薄になっているため近隣者から所有者情報が取りにくくなっており、所有者に立会通知書を送付することができなくなることで、不立会になり、筆界未定となり境界が決まらないケースが見受けられます。

この所有者情報に関して、データに基づいた現状、原因を知ることにより、問題解消への一助になればとの思いから、今回、吉原講師にこのような講演をお願いしました。

迷子になった土地、建物が増加することによって国民が被る経済的損失、時間的損失、精神的苦痛等を考えれば、速やかに方策を検討し、実行すべき時期が来ているように思います。

これらの問題は、様々な社会状況の変化に耐えきれなくなりつつある我が国の土地制度上の問題に起因しており、申すまでもなく一個人、一自治体では如何ともしがたいところかもしれません。

直面しているこの問題を、皆さんの声を国等の行政機関に少しでも届けられるよう、土地家屋調査士が担う役割の重要性を改めて強く感じた講演会でした。

ほっかいどう地図・境界シンポジウム2016 Part15

まちづくりその未来を探る
ー今、土地家屋調査士ができることー

平成28年2月12日(金)、札幌市中央区／ホテルライフォート札幌において、日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会主催による‘ほっかいどう地図・境界シンポジウム2016’が開催されました。北海道4会(札幌、函館、旭川、釧路)及び北海道以外からの土地家屋調査士、法務局をはじめとする北海道内の関係官庁からの参加者、関係団体からの参加者と会場には約300人近くの出席がありました。今年は、シンポジウム開催日前日が札幌雪まつりの最終日であったため、宿泊するホテルはとても予約が取りにくい時期ではありましたが、冬の北海道にふさわしい時期の開催となりました。

例年、北海道ブロックのシンポジウムは、札幌会が開催の全ての準備を行っており、釧路会の会員である私は、毎回札幌会の皆様にはとても感謝しております。また、今回は札幌会においてシンポジウム実行委員会(PT)を結成し、昨年の8月から半年間にわたり、十数回の打合せ会を重ねて準備を行っていたということを知りまして、PTの皆様には心から感謝を申し上げます。

本年の‘ほっかいどう地図・境界シンポジウム2016’は3部構成により開催されました。

主催者代表挨拶
北海道ブロック協議会　辻雅巳会長

来賓挨拶
札幌法務局長　中垣治夫氏

来賓挨拶
日本土地家屋調査士会連合会　林千年会長

第１部

札幌都心のまちづくりについて

札幌市市民まちづくり局
都心まちづくり推進室長
高森義憲氏

札幌市市民まちづくり局
都心まちづくり推進室長
高森義憲氏

札幌の概要・都市特性

四季の明確性と大都市と自然的環境の近隣性が札幌の特徴である。札幌の市街地周辺（石狩低地帯、豊平川扇状地）、札幌南西部の丘陵・台地、南西部の山地を合わせて約11,020 km^{2}の内、6割が山岳地であり、残り4割が市街地のコンパクトシティーである。

全国で5番目の人口を持つ札幌市は、平均年間降雪量が597 cmで、人口100万人以上の都市でこれだけの降雪がある都市は世界的にも珍しい環境である。（札幌市の年間平均除雪費用は130億円にものぼる。）

計画的に形成された札幌市の都市作りは、明治8年（屯田兵入植）に現在の北海道庁周辺に開拓本府が設置され、現在の街区形成の基礎となる区画ができてまちづくりが始まった。

昭和47年の札幌オリンピック開催前後に急速に人口が増えた札幌市は､昭和45年に100万人を突破し、現在は194万8,000人となっている。

札幌市都市計画マスタープラン（H16 ～ H32）

・札幌駅前通地下歩行空間（平成23年3月12日供用開始）
・創成川通りの整備（平成23年4月全体供用開始）
　創成川通アンダーパス連続化事業、創成川公園整備、狸二条広場（イベント広場開設）
・北3条広場（平成26年7月19日供用開始）
・路面電車ループ化

上記4つのまちづくり事業は、札幌市民の利用はもとより、札幌への観光客誘致にもつなげる目的であることが講師である高森室長からの説明にありました。

札幌駅前地下歩行空間は、札幌駅から大通りまでを直結する地下道であり、各種イベントができるスペースが設けられており、供用開始後の歩行者交通量は地上・地下を合計すると供用前の2倍以上になったことがわかりました。ちなみに札幌土地家屋調査士青調会（札幌青調会）は毎年、札幌青年司法書士会と共催で‘無料登記相談会’をこの地下歩行空間で行っています。札幌青調会長からの話によりますと、‘本年は1月19日に開催し74件の相談があり、相談の多くは通りすがりの方の相談であったことから、改めて地下歩行空間の集客力に驚かせられた’とのことでした。

北3条広場は、駅前通りから札幌の観光名所でもある道庁赤れんがに続く延長100 m、幅27 mの道路を歩行者専用とし、イベント等開催スペースとしても使用できるよう変更した道路改良事業となります。

全国の皆様におかれましても札幌へ出張、旅行等でお越しの際には、上記記載のまちづくりはもとより、2026年の冬季オリンピックの札幌誘致表明、2030年の北海道新幹線札幌延伸と今後もますます変わっていく札幌のまちづくりを、見ていただきたいと思います。

第２部

登記所備付地図作成作業の動向 ～都市部整備を中心に～

札幌法務局地図整備･筆界特定室長、
総括表示登記専門官
薩来智道氏

札幌法務局地図整備・筆界特定室長、
総括表示登記専門官
薩来智道氏

全国の法務局に備え付けられている地図の内、登記所備付地図となっているのは全体の約60パーセントである。大都市ほど登記所備付地図の割合が低く、東京19％、大阪12％、名古屋21％となっている。札幌法務局管内全体では54％であり、全国平均並であるが、札幌市内に限ると28％で大都市並みのパーセンテージに下がり、札幌市中心部の中央区で見ると7％となり、ほとんど地図が整備されていないのが実状である。

現在の登記所備付作業の動向

・登記所備付地図作成作業第2次10か年計画（従来型）
　平成27年度～平成36年度まで200 km^{2}を実施予定
・大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画
　平成27年度～平成36年度まで30 km^{2}を実施予定
・復興型登記所備付地図作成作業3か年計画（東日本大震災の復興として）
　平成27年度～平成29年度まで9 km^{2}を実施予定

北海道における地図作成作業の工程

・1年目作業
　地図混乱地区の実態調査、基準点測量、住民説明会
・2年目業務(復元方式で作業を実施)

　所有者説明会→一次立会(土地所有者が認識している筆界点・工作物の位置を聴取、既設境界標の位置の確認)→一筆地測量(補助基準点の設置、細部測量)→画地調整→復元測量(仮杭設置)→二次立会(復元測量の結果報告を行い承諾を得る)→地図作成→縦覧→登記

※北海道は明治から昭和40年代に北海道庁が行った土地連絡(整理)調査にて作成された土地連絡(整理)図が準地図としてあることから、現在まで準地図に基づき測量を行ってきた経緯があります。よって準地図、地積測量図、その他公証資料をもとに、細部測量の結果を考慮し画地調整を行う復元型の作業工程が採用されています。

現在、札幌法務局が行っている大都市型地図作成作業の状況

　平成27年に実施された大都市型地図作成作業1年目業務(札幌市中央区南三・四条地区)、として行われた実態調査にて以下のことが判明した。(実施箇所は国道36号線に面したすすきの交差点から狸小路方面までの商業地域)

・地図に準ずる図面(公図)と現況のズレが大きい
・既設境界標の設置状況が不明
・土地所有者が現地に居住していないため、筆界と認識している位置が不明確
・高層の建物が密集している
・建物と建物の間が閉鎖(封鎖)されている

　“今回の大都市型地図作成地区は、従来型の地図作成(復元方式)とは違う作業工程で対応していかなければならない可能性があるため、土地家屋調査士の知識の集結をお願いする。土地家屋調査士だからこそできることである”との薩来総括表示登記専門官からの挨拶により、講演が終了しました。

第3部

地図作りと集団和解

弁護士　中央大学法科大学院客員教授
寶金敏明氏

弁護士
中央大学法科大学院教授
寶金敏明氏

　‘地図作りと集団和解は密接な関係でありながら、論理的にはまだ解明されておらず、要件的にもどのような要件のもとに成立するのかがはっきりしていない分野である。それを実務に即しながらはっきりさせたいというのが、講演の中心となる。’

地図混乱の対応策(地図混乱は三種類ある)

・真性の地図混乱地域・地図空白地区(占有界･所有権界が不安定)

　地図作成大繁忙期に現地を確認せずに地図を作成した地域などが実際にある。

　理屈の上では、土地区画整理や土地改良など後発的な原始筆界を作り直すことでの解決を図るが、それすら解決の方法にならず、筆界特定も対象外とせざるを得ない地域が実際にある。そのような状態では新たな立法をするしか方法がなく、特別法を作り対応するしかないというのが、真性の地図混乱地域・地図空白地区の最たるものである。このような地域では、集団和解も難しいが住民総意の熱意があれば解決は可能でないかと思われる。

・セミ地図混乱地域(安定的な占有界・所有権界が存在する。)

　乱開発等が原因で精度が低い地図ができてしまった場合等が多い。実際は売買が行われてしまったので、現地にて占有界だけは存在し安定的な状態として利用されている。このような場所は法務局の地図作成作業が最適である。または集団和解にも最も適する場合であると思われる。

・ミニ地図混乱地域

　地図全体を見れば混乱は無いが、ミニ開発やブロック内にての地図混乱等、部分的な地図機能の喪失地区が存在する。また、登記過誤が原因の場合などもある。

　このような地図の一部分の混乱でも集団和解ができるのでないかと提案をしている。

法律上は和解はできないはずの筆界(集団和解とは？、筆界の再形成？)

Q　真の筆界がわかれば原則和解はできない？

A　(寶金氏の私見)天災等で土地の地形が変わってしまった場合など、変動前の土地を公図で復元しても何の意味も無い。それであれば真の筆界がわかっている場合でも例外的に集団和解で解決することは可能であろう。

Q　地図混乱で筆界が不明なのに集団和解で地図を作ることができるか？

A　(寶金氏の私見)‘暫定的な筆界

の記載’であることを集団和解で認めているということである。将来覆る可能性もあるのだが、そこには‘事実上の推定力’が働いているので集団和解は可能であろう。筆界特定制度も‘事実上の推定力’の論理を応用した法律上の仕組みである。

Q　真実の筆界がわからなければ偽の筆界を記載しても良いのか？

A　（寶金氏の私見）集団和解で認めた筆界が存在するのであれば、筆界特定訴訟が提起されても裁判官は集団和解の結果を認めて筆界が再形成されるはずである。

Q　集団和解を行った後に当初の当事者以外の当事者から筆界確定が申請された場合に筆界特定登記官は集団和解と異なる線を特定できるか？又は集団和解の線を特定できるか？

A　（全国の土地家屋調査士や全国の登記官からの聞き取り調査を行った寶金氏の私見）集団和解の手続的適正をチェックした結果、その手続に問題が無ければ集団和解の線を認めて、集団和解の結果で筆界特定を行うことは可能であると考える。しかしながら、集団和解手続において立会を所有者から委任を受けていない代理人等（地域の代表者等）、が行っている場合もあるようだがそれは論外である。

以上、北海道ではなじみが薄かった集団和解の講義を聴きまして、集団和解とは、①長年筆界につき認識の一致と確信があり、②それについて集団和解することが原始筆界重視の登記法の理念に反せず（脱法行為にならない。）、③課税実務に支障を及ぼすことがない（脱税行為にならない。）。事が集団和解の要件となることを確認できた講義であり、今後、北海道においても大都市型・従来型地図作成作業において集団和解の技法を行うための大変重要な講演を聞くことができました。

本年度の‘ほっかいどう地図・境界シンポジウム’は今回が15回目の開催となりました。参加した土地家屋調査士が北の地でこれからも頑張っていこうという強い決意の下、シンポジウムは閉会いたしました。最後になりますが、遠方から参加いただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

広報員　松田　整（釧路会）

ADRセンター講演会
紛争解決における合意形成

趣　旨

境界問題解決支援センター滋賀（以下「滋賀センター」という。）は、平成18年12月の開設から10周年を迎える。滋賀センターは、「当事者の自律的な問題解決の支援」を基本理念として活動を行ってきたが、利用者から十分な信頼を得ているとはいえない状況と感じている。本講演を通じて、「和解」、「対話」、「紛争」、「合意形成」について今一度考えてもらい、「対話による紛争解決の魅力」を感じてもらう機会として本公演を開催した。

日　時

平成28年2月19日（金）14時～16時30分

会　場

草津市立市民交流プラザ　フェリエ南草津5階

主　催

境界問題解決支援センター滋賀／
調停センター「和（なごみ）」
共催：滋賀県司法書士会
滋賀県土地家屋調査士会

講　演

「紛争解決における合意形成」

～世界の紛争の現状と私たちにできること～

講　師

瀬谷（せや）　ルミ子氏

(1) プロフィール

群馬県桐生市出身、中央大学卒業。英ブラッドフォード大学紛争解決学修士課程修了。ルワンダ、アフガニスタン、シエラレオネ、コートジボワールなどで国連PKO、外務省、NGOの職員として勤務。専門は紛争後の復興、平和構築、治安改善（SSR）、兵士の武装解除・動員解除・社会再統合（DDR）など。紛争地の住民・組織の能力強化を通じ、「被害者」を「問題解決の担い手」とすることで、治安の改善、社会的自立、和解の促進を実践している。

(2) 紛争解決の専門家を目指した動機

・高校3年生の時に、100日間で100万人が虐殺され、200万人が難民になったルワンダ難民についての新聞記事を見たことがきっかけである。また、ニーズがあるのに専門家が日本にいなかったことを知り、紛争解決の第1人者になることを決意。紛争の中でも、武装解除の道を選び、後に自立支援活動の道に進む。

(3) 世界における武力紛争の現状について

・第二次世界大戦終了後、現在までに世界では約500の紛争が発生している。多くは、中東アフリカで発生している。
・2014年末時点、紛争によって1日当たり4万2,500人の難民が発生し、1年間当たり1,390万人の難民が発生。
・紛争地は、無秩序であり、武力行為で紛争を収める行為が行われている。
・日本人にとって世界の紛争は、10年前では無関係であったが、2011年のアメリカ同時多発テロ以降、武力紛争行為がテロ行為に移行し、至るところでテロ行為が発生。日本もテロの脅威にさらされている。

(4) 紛争地域から見た日本

・広島、長崎で原爆を経験して壊滅的な状況から復興し、世界有数の経済大国に成長しているため、どうしたら、日本のように復興できるのかをよく質問される。
・日本の外交政策について、多額の資金援助をしているのに、現地派遣が少ない。

(5) 武装解除とは

・兵士（民兵）から武器を回収し、所属軍から引き離し、一般人として社会に適合できるように、職業訓練をする。
・ほとんどの兵士は、内紛時の犯罪行為（虐殺行為）によって、武装解除すると逮捕されると思いこんでおり、武装解除をしないことが多い。実際は、和平合意文書に以前の犯罪行為は問わないと明記されていることが多い。そのため、被害者からは、不公平感が漂っており、なかなか受け入れられないのが実情である。

(6) アフガニスタンにおける武装解除のプロセスについて

・他民族の多数の武装勢力があるため、民族バランスを綿密に調査し、各民族の力のバランスを考えて交渉を行う。対立構造にある民族間同士の交渉については、力のバランスが崩れると武装解除した民族が武装解除していない民族から攻められる危険性があるため、同等の条件を提示し、力のバランスが崩れないように武装解除を進めるように注意している。
・武装勢力の司令官は、人間掌握術にたけており、交渉が難航することが多い。また、武装解除の条件として、社会的地位を要求することが多い。知事や国会議員等のポストを要求したりすることもある。ただし、司令官クラスの人間は、より多くの犯罪を行っており、司令官の要望をそ

のまま叶えてしまうと、より多くの犯罪行為を行った人間が優遇されると周囲に誤解されてしまうので、一般兵とのバランスを考えて、不公平が無いように調整している。

(7) 東アフリカにおける土地境界問題について

・牧畜民族と農耕民族でよく土地境界について揉めることがある。牧畜民族が農耕民族の畑に牛を連れて荒らすことがあり、牧畜民族は牛がしたことは、仕方がないという考えがあるため、民族間で紛争がある。その原因として、遊牧民族は、水場近辺でないと牛のエサとなる草が育たないため、水場に移動する必要があり、また、農耕民族は、水場の近辺でないと野菜が育たないこともあり、水場を取り合うことになる。その改善策として、水場を互いの活動範囲に設置し、互いの領域(土地境界)を決め、紛争が発生しないように支援している。

(8) 活動地域について

・日本大使館も無いような誰も立ち入れない場所であるアフリカ中東を主に活動地域としている。その他の地域については、民間団体が活動をしている場合が多く、支援の手があることが多い。

・活動地域に現地入りする前には、海外でハードな研修を受けた上で、現地入りする。もし現地が危険な状態に陥ったら、情勢が落ち着くまで現地入りを控えたり、活動中なら一時撤退したりしている。

・スタッフの中には、現地で活動中に命を落としても本望であると思いながら活動している人間もいるが、現地で拉致されたり、被害を受けてしまうと、現地での活動を自粛する必要があったり、他の団体が活動を自粛する必要が出てきてしまい、現地支援が出来なくなる危険性が発生してしまうため、現地活動を行う場合は、よく現地の情勢を調査した上で活動を行っている。

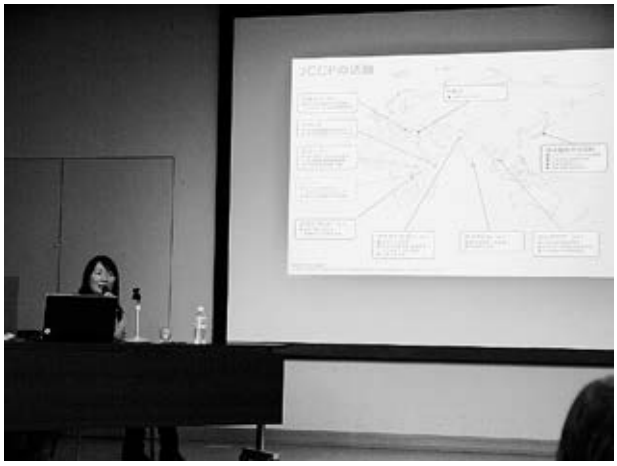

(9) ケニアのスラム街の現状

・被害を受けたり、家族を目の前で殺されたりすることで、うつ病になるケースが多い。うつ病は、目に見えない病気であり、うつ病について知らない住民が多いので、周りの家族からは、ほとんど理解されていない。そのような状態が続くことによって、加害者は、犯罪行為を行っても、罰せられないと思いこんでしまい、犯罪行為を助長することになる。

(10) 自立支援活動について

・現地住民の自立が目標であるため、すべての要求に対して支援するのではなく、住民は、何ができて何ができないのかを現地住民とよく話し合い、現状調査した上で、住民達だけではどうしてもできないことのみを支援する。活動を始める際、支援ではなく援助と受け取られることが多く、住民から不平不満を言われることが多い。

・現地の若者を育成し、若者主導で活動ができるように支援した。そうすることで、若者が子供たちの憧れの対象となったり、不良の若者も活動に参加するようになった。

(11) 支援活動のやりがい

・現地の住民が私を必要としないようになった時に自立支援が完了したことを意味し、その時に達成感、やりがいを感じる。

広報員　上茶谷拓平(京都会)

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 27

新潟会　『世界ジオパークのまち in 糸魚川』

新潟県土地家屋調査士会　上越支部　　猪又　純雄

私の地元、糸魚川の近況といえば、1年前に新幹線が開通し、また世界ジオパークに認定されたことでしょうか。世界ジオパークの認定においては、品質の高い自然とその素材といったものを買われての認定となりました。

品質の高い自然とは、俗化されてない。というところを一つ意味しているのではないのか？と勝手に思ったりしています。

認定により、各種勉強会、研修といったものが盛んに行われています。このようなことを機会に世界にいろいろと発信していければいいのではないでしょうか。また糸魚川は、古くより文化、文明、歴史があり、伝統といったものが今日に至り継承されてきています。旧糸魚川町においては、お城があり、その昔は城下町。私の住んでいる早川地区においても不動山に山城がありました。

日本海に面していて、幾つかの谷間には幾つもの河川があり、その一つ早川の上流には2,000ｍ級の活火山である焼山、火打山があります。

今の季節の冬山の景色の美しさは、秋の紅葉の時期の景色よりも増して私は好きです。…ときたら次は米、魚、山菜が採れ、うまい。我が家の水道の水がうまい。夏は冷たくてそのまま飲める。…と言えば、隣の、本家の猪又酒造では、歴史ある造り酒屋。ホタルいかは、ここ糸魚川と富山でしか生息していない不思議。地震による大きな被害があったことを聞いたことが無い。フォッサマグナの溝にそのエネルギーが吸収されるのか？安定した地盤。

ひすいが採れ、宝飾品としての加工、販売といったものも行われています。

新幹線が開通したことで、東京へは2時間で行けますので、ビジネスに娯楽、各種イベント参加、ショッピング等において便利になりました。

私のイメージするところの私の住まいは、大きな日本庭園の中に位置し、早川河川沿いにあり、日本海、焼山、火打山があり、その景色を全て一望できるリッチなところ。メリハリのあるところ。四季がはっきりしていて、車で海には5分、焼山温泉、笹倉温泉まで20分。標高1,000ｍ近くあるシャルマン火打スキー場、シーサイドバレースキー場（両スキー場とも日本海が展望できるロケーション）まで30分といったメリハリ。

土地家屋調査士としての業務に関しては、デジタルとアナログとの調整が大変なところでありますが、今後、増々社会的な必要性が高まり繁栄していくことを祈っています。

また登記情報というインフラ整備に、より質の高い貢献ができたら。と思っています。

今年1月に撮影（自宅附近早川橋より、噴煙の焼山その左側は火打山、写真下は早川）

沖縄会　『我々の島の宝（わったー）』

沖縄県土地家屋調査士会　広報部理事　　仲井間　慎也

日本には、数多くの郷土芸能が、それぞれの地域に残され、伝統が受け継がれていますが、沖縄においても、いくつかの郷土芸能があり、その中でも、私の地元、名護市仲尾次の「豊年祭」について少しばかり紹介したいと思います。

豊年祭とは、沖縄の各地域で行われている伝統行事の一つで、五穀豊穣を神様に感謝し、また、次の収穫を祈願して行われるお祭りに近い行事で、古くから行われています。実際には大綱引きや、琉球舞踊、組踊、棒術等を披露し、多くの参加者や聴衆が集まります。地域によって演舞は異なり、毎年行う区もあれば、数年に一度、まったく行わない区もあります。

練習風景

加奈よ～天川（右が私）

地元仲尾次区においては、毎年行われており、今年で125回目を数えます。私も、平成21年から参加し、今年で出演8回目を迎えます。

私の地元では、毎年旧暦の九月九日の三日間、琉球舞踊と村芝居、棒術の演舞を三日間連続で行います。出演者に資格はなく、やる気があれば、即採用。出演する座員の集まりを文化部と呼んでいますが、理由はよくわかりません。

練習は、本番の約3週間前から始まり、1日3時間、仕事の後、夜8時から公民館で行います。基本、休みはなく、土日も練習。本番前の土日は昼に舞台設営（幕等）もあるので、芝居もあり、台詞の暗記となかなか大変です。最近は、踊り手が少ないため、一人4つ、5つの踊りを担当するので、仕事との両立に苦労します。

当区の踊りを少しばかり紹介します。

谷茶前（たんちゃめー）（男はたいまつを持って踊るのが特徴）

猩々（しょうじょう）（サルを真似たコミカルな踊り）

今年2月にNHKのBS1で「焦土に咲いた花～沖縄芸能伝説の舞台～」という番組の放送がありました。「終戦直後の収容所にて、沖縄戦で心に大きな傷を負った人々を癒やした舞台。1945年12月25日に開催された「クリスマス祝賀演芸大会」である。5,000人以上の観客が詰めかけ、沖縄戦を生き残った役者たちが戦時中には見られなかった郷土の芸能を披露。この舞台をキッカケに、沖縄芸能は、すさんだ人々の心に大きな安らぎを与え、戦後復興の活力を生んでいく。当時の証言をたどりながら、伝説の舞台に迫る」（NHKのホームページから引用）といった内容。

隠れNHKファンの私が、それを観逃すはずがなかった。戦禍で何もない時代に人々の心を癒したに違いない。

近年、沖縄では、方言が衰退することを危惧し、子供向けソングやカルタ、テレビ番組（方言ニュース）

を通して方言を取り入れた活動が盛んになりつつあります。方言奨励のため「島言葉の日」という記念日も制定されているようです。戦後まもなくの沖縄では、本土に追いつけ追い越せをスローガンに、学校では、方言を使うと、その罰として‘方言札’という札を首から掛けさせられました。現在はその真逆である。

私はというと、方言を聴くのは、ほとんど問題ないが、しゃべる方はさっぱりです。日頃の業務（立会等）でも、年配の方は、やはり、方言しか使わない人もいるので、わからないと苦労します。

私は、土地家屋調査士の勉強のため、東京に数年住んでいました。そのころは、NHK朝ドラ‘ちゅらさん’の影響か、沖縄ブームでもあり、沖縄料理や食材は簡単に手に入りました。無いといえばドライブインレストランのA＆Wくらいでしょうか。沖縄に、たまに帰省すると、懐かしさを覚えるのは、食べ物よりも、方言や子供の頃、耳にした琉球舞踊等の音楽でした。

話が逸れますが、私は、高校受験で私立高校を1校だけ受験しました。筆記試験の後の面接で、試験官に「沖縄の財産とは何ですか？」と質問された。ふいを突かれた私は、とっさに「ん…今帰仁城址…？」と答えた。なんと答えれば点数がもらえたかは分からない。あっけなくその受験は玉砕した。筆記試験がまったくダメで、志望校の県立高校には合格しました。

沖縄は、本土との格差解消の裏側で、失われてゆくものもあり、文化をつないでいく（継承）大変さの中でもがいています。以前、ある人が私に「首里城に沖縄はない。沖縄のおばぁや、おじぃの中にある」と言ったのを覚えている。私は首里城に案内をかねて5回くらい行っていますが、決して、悪くはないです。

近頃の沖縄では、確かに方言は使わなくなり、おじぃやおばぁの頃の「沖縄人」や「沖縄らしさ」は少なくなりつつあります。

沖縄県公文書館という資料館が南風原町にありますが、昔、測量調査した古い地図や資料が保管されている施設で、我々土地家屋調査士も、ごくごくたまに利用します。そこの入口付近には「深く掘れ、己の胸中の泉、余所たよて水や汲まぬごとに」と石盤に刻まれており、その解説文も設置されています。その解説を読むと、「これはニーチェの警句‘汝の立つ所を深く掘れ、そこには泉あり’を、伊波普猷が沖縄語に翻案した琉歌である。」とある。伊波普猷さんといえば、沖縄学の父と呼ばれ、特に言語学を専門とし、沖縄の万葉集と称される「おもろさうし」の翻訳に尽力された方で、最近では、地元新聞でもよく見かける有名な方です。そこを掘れば何か出てくるでしょうか？私は、日々、現場で穴を掘るのでありますが…

沖縄県公文書館

石盤琉歌

石盤琉歌の解説

最後に、少しばかりの自慢を致しますと、昨年（平成27年）の12月に国立劇場沖縄にて沖縄本島民族芸能祭と称する、沖縄本島で選ばれた三区域の村踊りと一区域の組踊の公演があり、我が区が選出され、紹介しました「谷茶前」と「猩猩」の二つで出演いたしました。（パチパチパチ）　私は張り切りすぎたせいか、一箇所大きく間違ってしまい、会場からは笑い声が…（やっちまった）

本番前の楽屋にて（自身の写真は無く）

本番前のリハーサル風景

お知らせ

土地家屋調査士2017年オリジナルカレンダー

河川が創る地球の表情

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で17回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申し込みください。

価格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本　486円	1本　648円	1本　648円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2016年8月31日(水)		
納品予定	2016年11月上旬		
仕様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申し込み締め切り
2016年8月31日(水)

お申し込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
  - A)『境界紛争ゼロ宣言!!』シンボルマークのみ入り
  - B) 調査士会名入り
  - C) 調査士会名＋個人事務所名入り

  ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入れの文字色はスミ（黒）、書体は統一とさせていただきます。左記の（ネーム入れ例）参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2016年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および発送料を配達員にお支払いください（代金引換えお届け）。

●送料＝梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
・離島は別途。　・消費税含む。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,080円	1,296円	2,160円

ご注文は FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社　TEL 06-6456-3437　〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5　カレンダー担当／小中賢彦・松本佐奈恵

FAX注文書　必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。　FAX:06-6346-0352

■ご注文本数

A) シンボルマークのみ	B) 調査士会名 入り（50本以上）	C) 調査士会名＋個人事務所名 入り（50本以上）
1本 486円　　本	1本 648円　　本	1本 648円　　本

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り
2016年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新ネーム
新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

■ネーム

肩書　（20字以内）	
事務所名　（15字以内）	TEL (　　)　—
住所　〒	FAX (　　)　—
	調査士会名
E-mail	

■以上の通り申し込みます。　月　日

お名前（または事務所名）　印	ご連絡先	TEL (　　)　—
		FAX (　　)　—
カレンダーお届け先　〒	お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。 ネーム住所と同じ	

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

国土計画シンポジウム参加報告

平成28年2月23日、東京都千代田区のベルサール九段において、国土計画シンポジウム「新たな国土形成計画について～対流促進型国土の形成推進に向けて～」が開催されました。

開催趣旨等

本シンポジウムの開催趣旨は、「新たな国土形成計画（全国計画）については、26年7月に策定した「国土のグランドデザイン2050」等を踏まえて、昨年8月14日に閣議決定がなされました。現在、全国計画の策定を踏まえ、広域地方計画の策定が進められているところです。新たな計画では、国土の基本構想として、それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携することによりイノベーションの創出を促す「対流促進型国土」の形成を図ることとし、この実現のための国土構造として「コンパクト＋ネットワーク」の形成を進めることとしています。新たな国土の基本構想を踏まえた今後の国土づくりについて考えていきます。（開催案内より）」とのことでした。

結論から申し上げますと、直接的に私たちの業務に関わってくるような内容はほとんどありませんでした（空家問題についての言及はありましたが、いわゆる「対流」のための言及であり本報告では割愛します。）。しかしながら、国家戦略的にどのような意図、どのようなことが計画されているのか知っておくことは意義のあることですので、各登壇者の方々の報告や発言を踏まえて、基本的な論点を記したいと思います。

なお、本シンポジウムに登壇された方、内容は以下のとおりです。

主催者挨拶
伊藤滋氏（一般財団法人 国土計画協会会長）
国土交通省挨拶　土井亨氏（国土交通副大臣）
報　告
「新たな国土形成計画について」
本東信氏（国土交通省国土政策局長）
基調講演
「対流の促進～第2次国土形成計画の推進に向けて」
奥野信宏氏（中京大学理事・学術顧問、
国土審議会会長、国土審議会計画部会部会長）
パネルディスカッション
「対流促進型国土の形成促進に向けて」
コーディネーター　奥野信宏氏

パネラー
一ノ瀬友博氏（慶應義塾大学環境情報学部教授）
岡部明子氏
（東京大学大学院新領域創成科学研究科教授）
瀬田史彦氏
（東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授）
西村幸夫氏
（東京大学先端科学技術研究センター所長）

国土形成計画法

国土形成計画法は60年以上前に制定された法律ですが、その名のとおり、この法律に基づき、形成計画が策定されます。「この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法による措置と相まつて、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。」

新たな「国土形成計画（全国計画）」策定の背景、必要性

本計画が策定された背景には、国土を取り巻く時代の潮流と課題として、(1)急激な人口減少、少子化と、地域的な偏在の加速、(2)異次元の高齢化の進展、(3)変化する国際社会の中での競争の激化、(4)巨大災害の切迫、インフラの老朽化、(5)食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題、(6) ICTの劇的な進化等技術革新の進展、また、国民の価値観

の変化として、①ライフスタイルの多様化、②コミュニティの弱体化、共助社会づくりにおける多様な主体の役割の拡大・多様化、③安全・安心に対する国民意識の高まり、が掲げられています。

これらの背景、課題から「このように、重要な岐路に立つ我々にとって、次の10年間は、言わば「日本の命運を決する10年」である。2050年の長期を見通しつつ、様々な資源、技術、知恵を総動員しながらこれからの10年間における国土形成の取組を計画的、効率的に実施するためには、政府において長期的、総合的なビジョンを明確化する必要がある。このため、今後概ね10年間における国土形成に関する基本的な方針、目標及び全国的な見地から必要である基本的な施策を明らかにすることを目的として、新たな国土形成計画を策定する。」とその必要性が述べられています。

対流の意義

「新たな国土形成計画」にはこれまでにあまりなかった頻出ワードも登場します。その中でも最頻出ワードであり、本シンポジウムでも解説がされ、登壇者も頻繁に使用していました。「対流は、ヒト、モノ、カネ、情報の活発な流れ自体が地域に活力をもたらすとともに、多様な個性を原動力とした流れであることから、個性同士の融合によりイノベーションを創出し、それを通じて生産性の向上等をもたらすものである。人口減少が避けられない数十年間、また一回り小さい規模で人口が安定した暁に、各地域、ひいては我が国が活力を維持し続けるために、対流を促進することが必要である。」

重層的かつ強靭な「コンパクト＋ネットワーク」

東京一極集中を是正し、ヒトの流れを変えたり、災害リスクを軽減することなどが目的です。もちろん、首都機能は維持向上させることも必要であると記されています。「対流促進型国土の形成を図るための国土構造、地域構造として、「コンパクト＋ネットワーク」の形成を進めていく。この計画では、「コンパクト」とは空間的な密度を高める「まとまり」を、「ネットワーク」とは地域と地域の間の「つながり」を意味する。この「コンパクト＋ネットワーク」は、人口減少社会に向けた適応策としても重要である。」

具体的な施策等

奥野先生は「対流に必要な熱源」として、全国の各地域・都市が対流の拠点となる①人・情報等が各地域.都市圏を双方向に流れる、②国際的な対流の拠点になること、また、各地域・集落等の「小さな拠点」として①地域づくりの拠点における多様な主体の参加、②参加が生き甲斐になること、③道の駅、④都市圏から人を呼び込む可能性、⑤広域的な連携による国内・国際の大規模な対流に発展、とマクロ・ミクロ双方の視点から述べておられます。

さらに、活動を支える多様な担い手がつくりだす「共助社会」、「コンパクト＋ネットワーク」については、都市群が互いに補完し一体として横能、高度な都市捷能を維持することや「範囲の経済」(規模に関係なく、特色を持った地域が交流・連携することによって、情報や知識を出し合い新たな価値を生み出すことができる。)にも触れておられました。

シンポジウムで紹介された取組としては、高知県四万十市・西土佐地域大書地区の取組(集落からJA出張所(小売店＋ガソリンスタンド)が撤退したことにより、集落の存続が危恨されたため、8割の地区住民が出資して、株式会社大宮産業を設立し、小売店とガソリンスタンド、宅配サービス等の機能を持つ集落の「小さな拠点」を形成することで日々の生活を維持。TVで報道されたこともあるのでご存知の方もいらっしゃるかと思います。)などがありました。

終わりに

前段で、直接的に私たちの業務に関わってくるような内容はほとんどなかったと述べましたが、「土地」を生業とする私たちが関われることがいずれ出てくるかもしれません。また、生活にはとても大きく影響がある計画でもありますので、注視していくことが必要だと感じました。ボリュームが多く、あまりまとまりのない報告となってしまいましたが、これを機に国土形成計画に興味をお持ちいただけたら幸いです。

広報員　久保智則(長野会)

平成27～28年度
研究所研究中間報告

研究テーマ2
最新技術に関する研究

オープンな基準点維持管理（中間報告）

髙島　和宏（茨城会）

1　はじめに

地理空間情報の高度利用社会、いわゆる「G空間社会」を実現することにより、国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を築くことが、政策として実施されている。そのような社会において、不動産の表示登記制度は重要な核となる部分であり、一筆地測量のための基準点の維持管理についても基盤として位置づけられてくる。

しかしながら、土地家屋調査士の日常業務において、あるはずの基準点が見つからず、やむを得ず、新たな基準点を設置しなければならない場面や任意座標で図面を作らざるを得ない場面も多々経験されていることと思う。更には、成果が登録されていない、いわゆる「勝手基準点」が、近傍に多数設置されているケースも多々見られる。もちろん、登記測量において新たに設置した基準点を、他の業務でも使用できるように登録する認定登記基準点の仕組みや、近傍に基準点がない場合の新たな公共基準点の設置要望を出すことのできる仕組みが存在するが、時間的・作業量的な面からあまり活用されていないのが実態である。そこで、手軽に基準点の物理的管理や成果管理を行うためのアプローチとして、誰もが記録･閲覧できる基準点情報システム「点ログ」の構築検討を研究テーマとして実施している。

2　「点ログ」の仕組み

基準点維持管理については、基準点が破損や亡失していないかを点検するハード的な側面と、地殻変動や局所的な地盤変動などによる測量成果のずれを点検するソフト的な側面の二つがある。前者については、「点ログ」をスマートフォンなどのモバイルアプリとして実装し（図1）、一般の人も含めた形で、基準点を撮影した写真をコメント付きで登録してもらうことで、物理的な状況の管理が比較的容易に実施できる可能性があると考えている。後者については、現状では土地家屋調査士や測量士などの専門家による実測による点検が不可欠であり、日常業務において得られた成果を「点ログ」に集約できる仕組み作りが鍵となってくる。近い将来、準天頂衛星などの測位技術の向上により、スマートフォン等のモバイル機器によりcm級の測位が可能となれば、一般の人でもある程度の測量成果管理も可能となってくると思われる。

図1　「点ログ」：スマートフォン等のモバイル端末を用いて、基準点写真や現況を登録・閲覧する仕組み

3　測量士と土地家屋調査士の壁

公共基準点と登記基準点、測量法と不動産登記法、測量士と土地家屋調査士、管轄する役所も国土交通省と法務省、このように縦割り行政となっているため、それらの成果の整合性担保や情報の一元化には、まだ高い壁がある。測量法第一条には「測量の重複の排除」、同第二十一条には「測量標の状況の通知義務」が掲げられているが、基準点管理体系（図2左）の下層に位置する土地家屋調査士業務における情報が上層に伝わらない形となっている。また、近年のGNSS等の技術進歩から、いつでも、どこでも必要

とする位置精度を得られる時代になることで、管理体系の階層構造をなくすことも可能ではないかと考えている(図2右)。この壁を乗り越えられる手法の一つとして、データのオープン化の動きが各分野で始まっており、基準点情報に関してもオープン化への一助として、「点ログ」が役立つことを期待している。

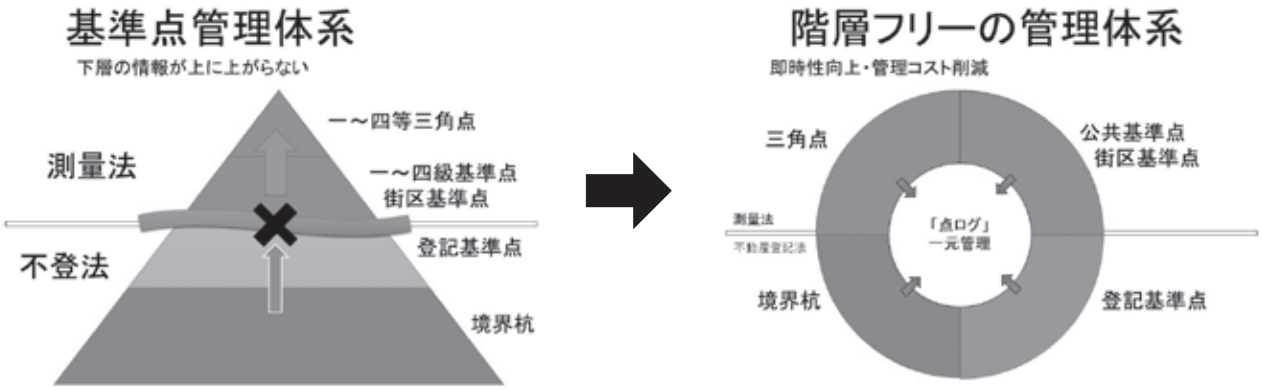

図2　基準点管理体系：
(左)現在の管理体系は、基本測量における三角点を筆頭に公共測量における公共基準点や街区基準点、その下層に不動産登記にかかる登記基準点や境界杭が位置づけられている。
(右)衛星測位技術等の発達により、精度担保が可能となれば、階層を無くすことができ、管理や生産性の向上につながる。

QZSSを利用した衛星測位と土地家屋調査士における測位制度のありかたについて(中間報告)

今瀬　勉(岐阜会)

1　要約

QZSS（準天頂衛星システム「みちびき」）は、現在の米国のGPSに依存しているシステムに対し、日本が継続的に衛星測位を行うことを目的にして構築されていくシステムである。その利用領域はさまざまな分野にわたり、サービス、交通･道路、鉄道、土木・建設、農業、地図などが挙げられる。

測位に関しても、測位補強サービスだけでなく、メッセージサービスなども計画されており、測位補強には、サブメータ級測位補強サービスとセンチメーター級測位補強サービスなどがある。

本研究では、単に技術的な研究に偏向すること無

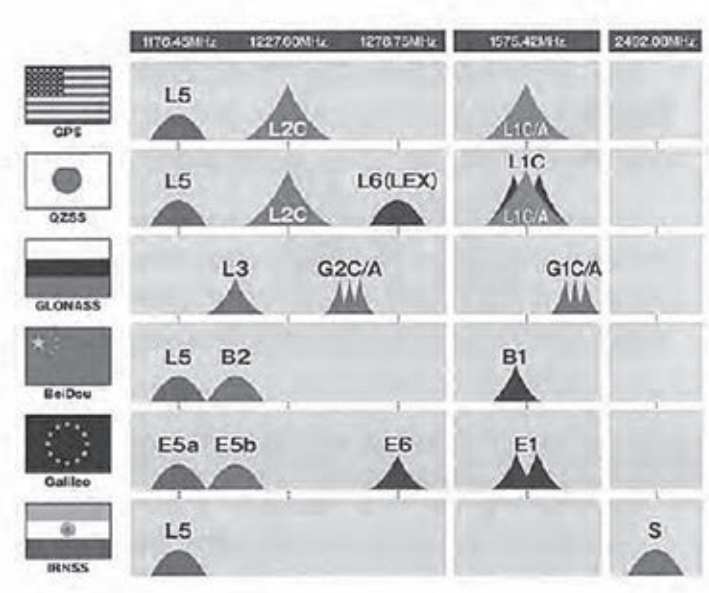

QZSSの優位性

QZSSの今後

http://qzss.go.jp

く、土地家屋調査士として、センチメーター級測位補強についてあくまで実証的なデータを中心に考察し、QZSSの動向と、特に重要である現在の法的な測位制度との整合性から、今後の地籍測位制度の方向性について考察することが目的である。

これは、たとえ技術的に満足できる手法であったとしても、法的な整合性が無ければ公的な業務である土地家屋調査士の業務に採用はできないからである。

また、社会にとって合理的な新手法実現のために法的な整備が必要であるなら、それらを提案・実現していくのも土地家屋調査士としての使命と考えている。

以下に、QZSSのLEXによる補正測位と現行ネットワーク型RTK法(FKP)による測位の実証データについて、中間報告として一部ご紹介したい。この実証測位では、測位の同一性を確保するため、1つのアンテナで電波を受信し、分波器を使用しQZSSとネットワーク型RTK法の測位を実施した。また、移動をすることなく、定点的な観測を長時間行うことにより、衛星配置の変化などが測位に与える影響を観察できた。1秒毎の位置プロットを以下の図で示しているが、水平のバラつき程度、X、Y方向(図はX)のバラつきを見たが、特徴的なのは、そのまとまり具合である。ここには、ある程度の統計的処理のアルゴリズムが影響していると考えている。なお、QZSSについては、現段階での測位のアウトプット状況であり、測量仕様の完成形ではない。今後、詳細な実証データ及び考察については、最終報告にて予定している。

最後に、実証測位には、貴重な機会を与えていただき、多くの方々のご協力得て実現をしたことに感謝申し上げます。

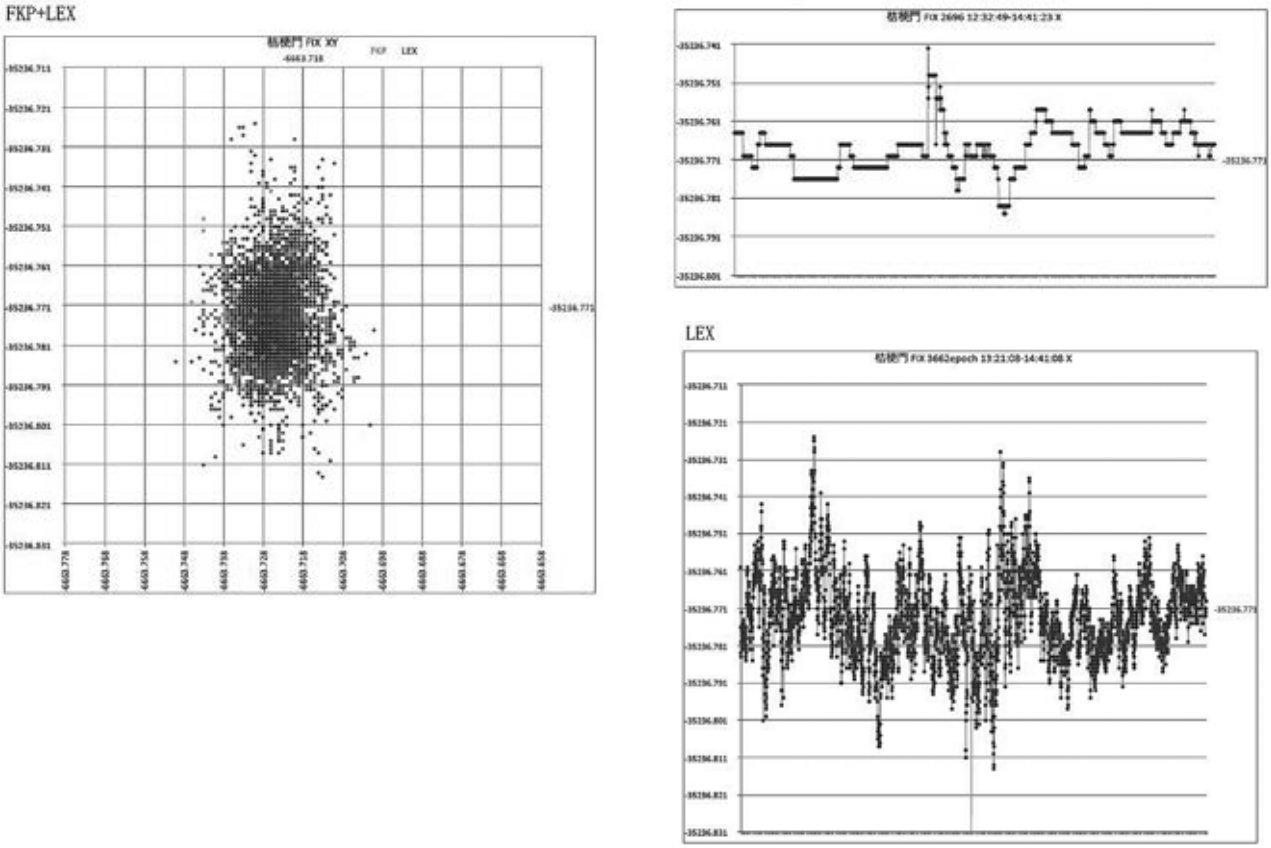

QZSS（LEX)とネットワーク型RTK法(FKP)の定点測位結果

SfM・MVSの利用、及び派生成果の活用について（仮）

西村　右文（大阪会）

はじめに

近年、SfM・MVS（Structure from Motion /Multi View Stereo）と呼ばれるコンピュータービジョン技術の発展がめざましく、従来の実機撮影の空中写真を基にした写真測量は、土地家屋調査士の通常業務に取り入れる手段がなかったが、UAVの完成品が市場に出回り、入手が容易になったことなどで、必要とする空中写真が自ら撮影できる手段が整ったこととあわせて、写真測量を業務に取り入れる環境が整いつつある。

これらの状況を踏まえ、業務への活用方法、その問題点を検討する。

SfM・MVS活用の実情

SfM・MVSとは、多視点幾何による撮影位置の推定と三次元形状の復元等の技術であり、この技術を利用した三次元モデリングソフトが、フリーのものも含め、比較的安価で入手できるようになってきている。

これらのソフトを利用することにより、複数枚の写真から三次元モデルが構築でき、さほど大きな工数をかけることなく、モデルからDSM（三次元点群データ）やオルソ画像を生成することが可能である。

これらの技術は、現状、文化財の調査等に、非接触でのデータ取得方法として、研究成果の保存方法として利用されている。

当初は、3Dスキャナーが利用されていたようであるが、（当然現在も利用されているが）機材が大がかりで高価であること等から、SfM・MVSを応用した計測も取り入れられつつあるようである。

同様に、大がかりな機材を必要とせず、現地で撮影した写真とGCPで3Dモデル、DSM、オルソが得られるSfM・MVSと言う技術が我々の業務に馴染むものと考える。

精度の問題

ソフトより得られる計算結果及び、オルソ写真を再利用してのデジタイズから判断する位置誤差は、数cm程度になると思われる。

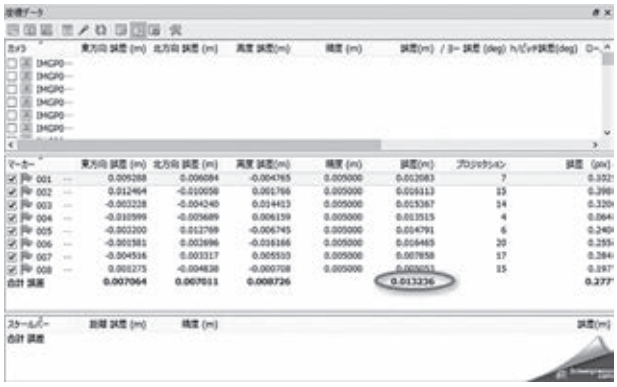

しかしながら、解析処理に多大な時間がかかることも事実であり、CloudCompare（オープンソースの点群処理ソフト）の差分表示機能を利用して、必要最小限の処理工数を探ることとする。また、同様に3Dスキャナーのデータ（LASファイル）との比較も試みることにより、得られた点群データの精度を確認する。

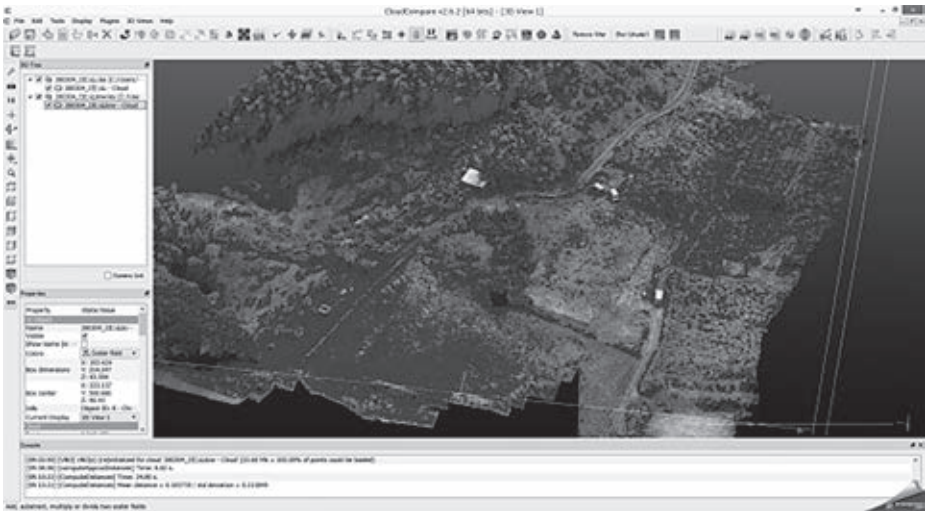

CloudCompareによる差分表示（写真アライメントの中精度・高精度の比較）

UAVの利用について

昨年の航空法改正により、いわゆるDID地区での飛行、人間、建物付近での飛行に許可が必要となった。また、FPV（First Person View（一人称視点））を利用した有視界外の飛行も同様である。

業務利用に必要な許可申請を、安全対策、マニュアル設定を含めて検討していく。

また、周囲の状況によりUAVが利用しがたい場面も想定される。高所撮影用ポールの導入も検討する。

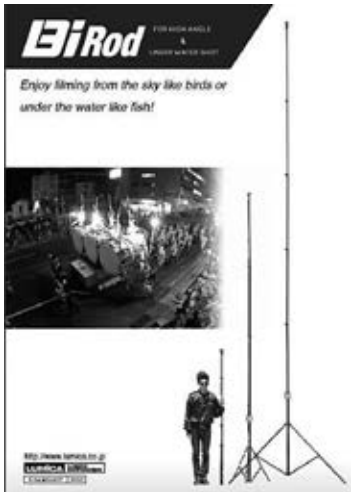

最長7.5メートルの長さまで伸ばすことができる撮影用ロングロッド『Bi Rod（ビーアイ・ロッド）』。（約三万円）

成果の活用について

古い空中写真を利用した経時的な地形変更の推定
現況測量への応用
DEM　DSM　地形モデル　から造成現場での活用
その他

終わりに

ロボット型掃除機においてSLAM（Simultaneous Localization and Mapping自己位置推定と地図製作を同時に行うこと）CCDを用いたvSLAM（＝Visual SLAM：CCDで捕らえた映像を元にSLAMを行う。）が実用化されていることについても、画像処理技術の一環と捉え、可能であれば知見を得たいと考えています。

会務日誌　3月16日～4月15日

3月

17、18日

第4回研究所会議
＜協議事項＞
1　平成28年度研究所事業計画（案）及び同予算（案）について
2　平成27年度研究所各研究テーマの中間取りまとめについて
3　平成27年度研究所事業の懸案事項について

22、23日

第7回財務部会
＜協議事項＞
1　財政の健全化と管理体制の充実について
2　福利厚生及び共済事業の充実について
3　土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
4　事務引継書「第3　懸案、留意事項等」への対応について
5　資金運用及び銀行口座の取扱いについて
6　連合会ホームページ「会員の広場」について
7　日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）に関する検討について
8　平成28年度予算（案）の作成について
9　平成27年度事業経過報告及び平成28年度へ申し送る議題について

23日

制度の将来を考える会議（第3回）
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士の「グランドデザイン」の考え方について

23、24日

第8回総務部会
＜協議事項＞
1　第73回定時総会提出議案及び運営等について
2　役員選任に関する検討特別委員会の答申に係る対応について
3　事務所形態検討チームの提言書について
4　土地家屋調査士登録事務取扱規程付録第10号様式及び同付録第89号様式の改正について

5　平成29年版土地家屋調査士手帳の作成について
6　専門事業者賠償責任保険等への加入継続について

29日
社会事業部・日調連ADRセンター合同会議
＜協議事項＞
1　ADR「認証」に係る事前面談について
2　ADR「認証」に対する考え方について
3　ADRセンターに関するアンケートについて
4　土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同（仮称）について

登記基準点有識者協議会
＜協議事項＞
1　座長選任について
2　登記基準点の検定について
3　その他登記基準点評価等について

4月
1日
第1回広報部会（電子会議）
＜協議事項＞
1　平成28年度の土地家屋調査士の日に関する啓発活動の具体的内容について

第1回正副会長会議
1　役員選任に関する検討特別委員会の答申に係る対応について
2　平成28年度事業計画（案）及び同予算（案）について
3　各種懸案事項の整理及び対応について
4　他団体の賛助会員への加盟について

7日
第1回特別研修運営委員会
＜協議事項＞
1　第11回土地家屋調査士特別研修について
2　第12回土地家屋調査士特別研修について
3　日弁連法務研究財団との契約について
4　第13回以降の土地家屋調査士特別研修について

7日、8日
第1回財務部会
＜協議事項＞
1　平成27年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
2　福利厚生及び共済事業の充実について
3　土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
4　平成27年度から申し送られた事項への対応について
5　民事月報の実費頒布について
6　連合会ホームページ「会員のひろば」について
7　平成27年度事業経過報告、平成28年度事業計画（案）及び説明要旨について
8　平成28年度一般会計及び特別会計収入支出予算（案）について

13日
第2回正副会長会議
＜協議事項＞
1　平成28年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

13日、14日
第1回常任理事会
＜審議事項＞
1　平成28年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
2　平成27年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
3　日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）について
4　日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正（案）について
5　第12回土地家屋調査士特別研修の実施方針（案）について
6　第12回土地家屋調査士特別研修に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
7　平成28年度事業方針大綱（案）及び同各部等事業計画（案）について
8　平成28年度一般会計及び同特別会計収入支出予算（案）について
9　第73回定時総会提出議案について

＜協議事項＞
1　第73回定時総会の対応について
2　土地家屋調査士登録事務取扱規程（付録様式）の一部改正（案）について
3　事務所形態検討チームの提言書について
4　各土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成について
5　平成28年度土地家屋調査士事務所形態及び業務報酬に関する実態調査の実施について
6　研修ライブラリの改称等について
7　平成28年度土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
8　他団体への加盟について

14日、15日
平成28年度第1回監査会（期末監査）

会長レポート

REPORT

3月16日
～4月15日

3月

16日

法務省民事局民事第二課との打合せ（土地家屋調査士制度に関する意見交換）

法務省民事局民事第二課から担当の方が来館され、事前に提出しておいた、土地家屋調査士制度に関して意見交換を行う。岡田副会長、金子総務部長同席。

17日

出井顧問の来館応対

長年、日調連の学術顧問としてお付き合いいただいた、出井氏が日本弁護士連合会の事務総長就任挨拶に来られた。日調連としても大変喜ばしく、お祝い申し上げた。

全国土地家屋調査士政治連盟第16回定時大会

都市センターホテルにて開催された、全国土地家屋調査士政治連盟（全調政連）の第16回定時大会に岡田副会長と出席。私から祝辞と岡田副会長から日調連活動報告をさせていただく。終了後行われた懇親会には多くの現職閣僚、国会議員、友好団体の方の出席があり、全調政連の日頃の活動の賜物であることを実感した。日調連と全調政連は、今まで以上に連携して行動しなければならない。

19日

地籍問題研究会平成28年度通常総会及び第15回定例研究会

地籍問題研究会平成28年度通常総会及び第15回定例研究会が、東北学院大学にて開催され出席。当研究会は平成22年秋に設立され、第1回の研究会を翌年3月に予定していたところ、東日本大震災が発生。今回は第15回であり、「東日本大震災により生じた地籍情報の課題 ～震災5年を迎えて～」と題しての研究発表。経験、体験に基づいた発表は、説得力がある。連合会理事の土井将照さん、宮城会の高橋一秀さん、岩手会の金哲朗さんも研究発表いただいたが、まだまだ遠い復旧、復興への道のりを実感した。

20日

浅井宏一郎氏黄綬褒章受章を祝う会

金沢市で開催された、石川会・浅井宏一郎先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。浅井先生の人柄そのままの和やかな祝賀会であった。金の草履が贈られ、会場は笑いの渦に包まれた。

浅井先生に十数年前に教えていただいた、組織発展のキーワードである「市場の失敗」との言葉は、いつも忘れないようにしている。一層のご教示をいただきたい。

23日

参議院議員増子輝彦東京後援会「ニュー政治経済研究会」 2016年第2回勉強会

民主党・増子参議院議員の「ニュー政治経済研究会」に出席。今週末には、民進党設立大会が開催されるそうで、民主党議員としての増子議員最後の勉強会。今回は、「前在ドイツ特命全権大使・中根猛氏」が「外交官から見た日本」と題して講演された。

24日

公益社団法人日本測量協会理事会

東京ドームホテルにて開催された、公益社団法人日本測量協会理事会に出席。会員は個人が9820名、法人が2157社、会員数、機器検定、成果検定ともに堅調な伸びがあり、特に地理空間情報の分野に積極的な取組を展開されている。第2回「測量・地理空間情報イノベーション大会」が6月14日、15日、東京大学伊藤国際学術研究センターで開催される。詳しくは日本測量協会ホームページで。

参議院議員小川敏夫と語る民主党躍進の会

小川敏夫参議院議員と語る民主党躍進の会に岡田

副会長と共に出席。小川先生には、民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟の会長を務めていただいている。横山全調政連会長、山本副会長、椎名幹事長、東京会からも小沢会長始め多くの出席があった。

27日

民主党と維新の党の新党結党大会

東京・品川プリンスホテルにて開催された民進党結党大会に横山全調政連会長と共に出席。「自由・共生・未来への責任」が結党の精神。議連の先生方にご挨拶させていただく。

28日

衆議院議員大串ひろし　第5回東京大志会　勉強会

大串博志衆議院議員、第5回東京大志会勉強会に出席。この日は、株式会社日本総合研究所主席研究員の藻谷浩介氏が講演。

衆議院議員谷垣禎一氏を囲んで　政経文化研究会セミナー

谷垣禎一自民党幹事長、政経文化研究会セミナーに横山全調政連会長、椎名幹事長と出席。他士業団体の方も多く出席されており、ご挨拶させていただいた。

衆議院議員「麻生太郎政経セミナー」

ホテルニューオータニにて開催された、麻生太郎副総理政経セミナーに出席。政策研究大学院大学の白石隆氏が講演。多くの参加者で盛会であった。

29日

登記基準点有識者協議会

東京大学大学院工学系研究科教授の清水英範先生、日本測量協会測量技術センター測地検査部長の川口保氏、民事法務協会副会長の坂巻豊氏が外部協議会委員を務めていただいている登記基準点有識者協議会に出席。登記基準点の検定について意見交換を行い、その他登記基準点評価等についても多くのご示唆を頂いた。

4月

1日

第1回正副会長会議

新年度を迎え、気持ちも新たに会務に対処。早速、正副会長会議を招集し、喫緊の課題に関して、情報交換と対応策を指示。

5日

東京法務局　総務部長　民事行政部長着任の挨拶への応対

東京法務局総務部長、鎌倉克彦氏、民事行政部長、堀恩恵氏が新任挨拶に来館される。岡田副会長と共に意見交換させていただいた。

法務省民事局民事第二課職員着任挨拶の応対

法務省民事局民事第二課から7名の新任の方が、挨拶に来館される。継続案件も山積しており、法務省民事局民事第二課と日調連にて課題の整理をさせていただく機会を設けるよう、同席の岡田副会長に指示。

国土交通省土地・建設産業局 地籍整備課帳着任の挨拶への応対

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長の渡辺巧氏が新任挨拶に来館。国土調査法第19条第5項による地図作りへの積極的関与を期待されている。渡辺課長に地籍問題研究会についてもご説明して、今後も変わらないご指導とお付き合いをお願いした。

衆議院議員盛山正仁「田村元とその時代－55年体制を生きた政治家－」出版記念の会

法務副大臣・盛山正仁議員の「田村元とその時代－55年体制を生きた政治家」出版記念の会に出席。故田村元先生は、盛山議員の岳父であられる。宏池会・岸田会長始め、多くの国会議員の方も出席され盛大な出版記念会であった。

6日

東京法務局　加藤法務局長離任のあいさつ

加藤・東京法務局長が離任のご挨拶に来館される。岡田副会長と共に新任地などを伺い、今日までのご厚情にお礼を申し上げる。

12日

衆議院議員　保岡興治さんを支える会

岡田副会長と共に、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟で最高顧問をお願いしている保岡興治議員のセミナーに参加。多くの現職閣僚やお仲間の国会議員も出席されて、賑やかな集まりであった。

13日

第2回正副会長会議

平成28年度第1回常任理事会を控え、審議事項及び協議事項の対応について正副会長にて確認と整理を行う。

盛山正仁法務副大臣との意見交換

岡田副会長、横山全調政連会長、椎名幹事長同席の下、盛山法務副大臣と法務政策に関して意見交換させていただく。副大臣と同郷の末松信介参議院議員及び現役土地家屋調査士でもある豊田俊郎参議院議員も駆けつけてくださり、今後の土地家屋調査士制度への一層のご理解とご協力を確信させていただいた。

13日、14日

第1回常任理事会

平成28年度最初の常任理事会を招集。前年度からの懸案事項の報告を受け、具体的な条件整理を指示し、今年度の事業計画案を確認するとともに、予算案に関しても再度確認した。

14日

第1回監査会（期末監査）

各副会長、財務部長と共に監査会に臨む。監事からは、会務全般につき、大局的なご意見を頂いた。

日本弁護士連合会　平成28年度会長・副会長就任披露宴

日本弁護士連合会・中本和洋新会長始め副会長、事務総長の披露パーティーに岡田副会長と出席。寺田最高裁判所長官始め、多くの法務省関係者の出席があり、日頃のご厚情に感謝のご挨拶をさせていただいた。

国土交通委員長　参議院議員「かねこ洋一君と語る会」

今回の「語る会第二部」では、横山全調政連会長が挨拶され、金子先生とのパイプの大きさを実感した。

ちょうさし俳壇

第372回

親つばめ　深谷健吾

ブーメランのごときに帰る親つばめ
子には子の親には親の四月かな
いつときも手と手はなさず入園児
諸鳥の庭に寄り来て囀れり
アカシヤの花ふる杜のカフェテラス

当季雑詠　深谷健吾選

老い先も夫妻仲良く春炬燵　**茨城　島田　操**
慶びは分ち合ふもの雛の宴
暖かな恩師の祝辞華燭典
川土手に子らの道草つくし摘み
啓蟄や丹念に研ぐ鍬の先

広重の桜の洞や遠き富士　**愛知　清水正明**
花散るや城址を分かつ新幹線
花冷や和紙図は書庫の奥の奥
春の潮恋路ヶ浜に波立ちぬ
はくれんの現世の錆を吸ひ散りぬ

野良なのに蔵に住み着きはらみ猫　**岐阜　堀越貞有**
観桜や鳥は番で今朝も来て
子雀のこゑ卯建よりこぼれをり
母の忌はいつも晴天聖五月
白糸をはきて眩しき繭の玉

梅二月父母の遺影に視られ老ゆ　**茨城　中原ひそむ**
蕗の薹妻の介護のありて日々
花杏誰にも言へぬ思ひ出も
木々芽吹く錆びて懐かし「肥後の守」
逝く春や老の侘しさ子に言へず

今月の作品から　深谷健吾　島田　操

啓蟄や丹念に研ぐ鍬の先

「啓蟄」とは、二十四節気の一つで新暦の三月五日ごろにあたり、地中に冬眠していた虫が暖かくなって穴を這い出ること。傍題には「地虫出づ」がある。鍬は、田畑を耕すほか、各種の農作業にはなくてはならないもの。「鍬の先を研ぐ」ことにより農耕民の神聖な生業であるとの作者の心意が読み取れる。その上に「丹念に」の措辞が妙。見事な一句である。

花冷や和紙図は書庫の奥の奥　**清水正明**

「花冷」とは、桜の咲く頃の変わりやすく、急に冷え込む気候のこと。花との連想もあり一種艶なる冷ややかなさま。

「和紙」と言えば、一昨年岐阜県美濃市の「本美濃紙」がユネスコの無形文化遺産登録された。日本古来の「流し漉」製法で、黄ばむことなく良質である。日本固有の「和紙の絵図」と季語の「花冷」との幽艶な取り合わせが妙。更に下五の「奥の奥」の措辞により奥床しい一句となった。　**堀越貞有**

子雀のこゑ卯建よりこぼれをり

「卯建」とは、江戸時代の民家で、建物の両側に「卯」字形に張り出した小屋根付きの袖壁。装飾と防火を兼ねるとのこと。岐阜県美濃市は「うだつのある町並み」の保存の観光地であり、其の地での一句か。選りに選って卯建の小屋根に雀の巣とは。その巣より雀の子の鳴き声がこぼれて来る。ほのぼのとした古い町並みの情景が目に浮かぶ。俳諧味があって、詠んでいて楽しくなる一句である。　**中原ひそむ**

木々芽吹く錆びて懐かし「肥後の守」

「肥後の守（かみ）」とは、小刀（ナイフ）の一種。折込式で柄も鉄製で「肥後守」と銘されている。其の昔、少年達は、木々の芽吹く時を待って「肥後守」を持ち郷の野山を駆け巡って遊んでいたと聞く。錆びたナイフをしみじみ眺めながら当時を懐かしむ。其のこと自体が作者にとってはノスタルジアそのもの。即ち一句を詠んで懐旧の念にひたる。俳句とは真に素晴らしいもの。お互いに頑張りましょう。

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
公嘱協会情報 Vol.119

全国理事長会議開催

平成28年2月9日(火) 13時30分から10日(水)12時にわたって、「ホテルメトロポリタンエドモント」(東京都千代田区飯田橋)において、平成27年度全国理事長会議が開催された。今回理事長会議の主目的は各協会の現状を理解することと、公共調達の理解を深めることであった。

まず一日目の会議は、倉富会長から既に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」と関連法令の紹介を含めた挨拶から始まって、事業報告、検討会、委員会の報告が続いた後、意見交換会に移った。各検討会、委員会の報告の概要は以下のとおりである。

(1) 災害対策検討会

望月委員から、「災害に対する全公連の考え方」を、①初動対応、②減災・防災関連業務、③震災後の復興・復旧関連業務、④災害の規模に合わせた対応研究、⑤平時にできる減災・防災の啓発活動、⑥結びという項目に沿って発表された。

(2) 嘱託登記業務研究委員会

榊原担当副会長が委員会を代表して報告した。委員会は嘱託登記業務について直近の実態調査の結果と全公連保存の資料を整理し、併せて項目ごとに委員の意見を紹介して中間報告を作成した。項目の内容は嘱託登記業務に関して、①業務発注形態、②業務契約形態、③業務処理における不備事例等、④新設一般社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び土地家屋調査士法人に関すること、⑤業務の改善・品質確保に関すること、⑥公共調達の適正化に向けた協会の取組であった。

各協会理事長は、全国の情報に触れて地域ごとに固有の特色があって、それが多岐にわたることを知った。今後は更に深度のある調査と一段の理解によって、協会が行う業務処理に大きな貢献となることが期待できる。

(3) 地図作成研究委員会

髙橋担当副会長から委員会を代表して、不動産登記法第14条地図作成業務について実態調査の

成果を報告した。調査の内容は、業務面積を始めとする事業規模、応札の条件、仕様等について各協会に問い合せた結果を整理集計したものであり、全国という視点からみると、地域によって入札条件や仕様の違いがあることが分かった。

休憩を挟んで各協会理事長による意見交換となったが、多数の意見発表と報告の中で、特筆する報告として、近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「近畿ブロック」という。)から現状報告があった。

近畿ブロック会長から、全国的な情報の共有のために、一般競争入札による近畿地区の現状が詳細に報告された。その内容は、国の機関による一般競争入札では、国土交通省近畿地方整備局出先機関が設定した設計予定価格の20～30%台で一般社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会、土地家屋調査士法人、個人の土地家屋調査士の落札が常態化していること、周辺の府県でも低価格による落札が始まっていること、発注者側も必要な調査をして契約しているが、中には契約後に土地家屋調査士が履行不能届を提出したことで指名停止の措置が取られた事例や、業務の処理においても不誠実な対応が見られるなどして、出先の工事事務所では土地家屋調査士への業務発注に消極的な意見もあるとのことであった。

近畿ブロックでは、この問題の原因は、調達の方法にあると考えており、競争原理を優先する公共調達に関する国の方針は概ね理解するが、日調連発行の図書にもあるように土地家屋調査士の歴史からみて、その業務は元々委任契約が中心であるから、これに対応するのは随意契約であるはずだという意見

全国公共嘱託登記司法書士協会協議会　山田会長

京都大学　藤井教授

があった。このことから近畿ブロックでは、既定の一般競争入札から脱却するため企画競争入札、総合評価方式入札も視野に入れながら特命随意契約を回復するため運動してきたとの報告があった。

本日この理事長会議によって、全国的な調達の実情がよく理解できたし、各協会の努力も知ることができたと感じた。今後はこの理事長会議から助言、指導を得ながら行動することになるのではないかと思う一方、全公連においては統一した目標を発信して問題解決に尽力してまいりたいと考える。

二日目は、各協会理事長のほかオブザーバーも参加して講演会が開催された。まず、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会山田猛司会長による、「未登記問題検討会結果報告」をテーマに、資料とともに報告を受けた。その後「公共工事の品質確保の促進に関する法律と土地家屋調査士」というテーマで京都大学大学院工学研究科（都市社会工学）藤井聡教授にご講演いただいた。

さすがに現役教授の講演は大講堂の授業を想わせるようなアカデミックな講演で、タクシー業界を例にして「新自由主義」の唱える自由競争とこれを固定しようとする「コンプライアンス」を批判し、「共有地のジレンマ」を例にして欧米型の理想主義による自由競争を批判して、これの対極にある概念を「清廉潔白なる談合」（歴史的に日本人が培う社会生活上の慣習）という表現を用い、両者を対比して日本の社会規範や習慣の優位性を説明した。瞬く間に講演は終了し、受講者の評価は大変高かったと感じた。

以上のとおり、今回の会議は、大変有意義な理事長会議であったことはもとより、自分が所属する協会の現状を他の協会の状況と比較することで、抱える問題をより具体化して捉えることができたと感じられた。

（理事　堀　次夫）

会議経過及び会議予定

3月18日	波光弁護士との打合会
4月1日	第1回災害対応検討会
4月11日	波光弁護士との打合会
4月11～12日	第1回監査会
4月12～13日	第1回理事会
4月22日	全司協第18回未登記問題研究会
5月17～18日	第1回正副会長会議
5月18日	第2回災害対応検討会
6月6～7日	第2回理事会
6月7～8日	第31回定時総会

「土地家屋調査士白書2016」発刊のお知らせ

平成26年3月に刊行された『土地家屋調査士白書2014』から統計等のデータを更新するとともに、土地家屋調査士に関する様々なデータを一元的に集約した『土地家屋調査士白書2016』(A4判、両面・カラー印刷、全140頁、全9章)が刊行されました。土地家屋調査士制度の一層の理解を得るために、是非活用していただきたいと考えております。

はじめに

この度、創刊第2号となる土地家屋調査士白書2016年版が完成しました。

今回は、特集企画として、元法務省民事局長、日本土地家屋調査士会連合会顧問の房村精一氏による筆界特定制度創設10周年記念講演会『筆界特定制度10年の歩みと未来への提言』を掲載しています。

本編では、2014年11月14日に開催した、2014日調連公開シンポジウム『土地境界紛争が起きない社会』を掲載しています。耕作放棄地や荒廃山林など、過疎化から発生する諸問題に関して、「土地境界」の視点から問題提起し、さらには空き家問題、未相続にも言及。また、建築確認申請時における問題点(敷地調査、道路後退等)を「土地境界確認」の切り口で提起。パネルディスカッションでは、境界紛争の現状と課題、紛争を未然に防ぐ視点と方策を多彩なパネリストが、様々な立場・角度から議論。そして、将来の安心・安全のため宣言した「境界紛争ゼロ宣言!!」を掲載しています。

また、2014年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立、参議院の附帯決議として、土地家屋調査士の活用に関する内容が盛り込まれました。2015年5月には関連法が施行されました。空き家は全国約820万戸(2013年)、401の自治体が空家条例を制定。(2014年10月)各土地家屋調査士会では、各自治体が設置する協議会に参画するため精力的に動き、協議会で活動を始めました。

新人研修は、土地家屋調査士の資質の向上を図るため、全国8つのブロック協議会に委託して実施されています。不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する土地家屋調査士のあるべき職能像を講義の全内容を通じて提示し、その理解と実践を促すこととしています。

皆様方におかれましては、土地家屋調査士及び土地家屋調査士制度を知っていただくため有意義な資料として、ご活用いただけることを幸いに存じます。

最後に、法務省、国土交通省、最高裁判所、株式会社不動産経済研究所を始め関係団体、各土地家屋調査士会の皆様には、数多くの貴重なデータの提供等ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。

平成28年3月

日本土地家屋調査士会連合会　会長　　林　千年

土地家屋調査士の誕生から66年
実勢や取り巻く環境について収録した、貴重な資料

土地家屋調査士白書
２０１６

日本土地家屋調査士会連合会　編

2016年3月刊　A4判　140頁　定価1,944円（本体1,800円）→特価1,750円（税込）

●土地家屋調査士及び土地家屋調査士会に関する様々な統計データを一元的に集約。
●制度広報や、将来の展望に際しての統計集としても活用できる。
●特集では「筆界特定制度10 年の歩みと未来への提言」と題し、元法務省民事局長の房村精一氏による講演を掲載。

特集 筆界特定制度創設10周年記念講演会
『筆界特定制度 10 年の歩みと未来への提言』
房村精一 氏（元法務省民事局長、日本土地家屋調査士会連合会顧問）

第１章　日本全国あなたの近くの土地家屋調査士
1 全国の土地家屋調査士人口
2 土地家屋調査士試験受験者数、合格者数及び合格率等
3 都道府県別人口と各法律専門職等士業人口
4 各都道府県における土地家屋調査士（法人含む）事務所の補助者について
第２章　日本経済に貢献する土地家屋調査士
1 不動産登記事件数の推移
2 土地の表示に関する登記事件数の推移
3 建物の表示に関する登記事件数の推移
4 土地家屋調査士とオンライン登記申請
5 参考資料　国土交通省「土地白書」から
6 公共嘱託登記
第３章　日本社会に寄り添う土地家屋調査士
1 土地家屋調査士会が運営する ADR 境界問題相談センター
2 筆界特定制度
3 土地家屋調査士による社会教育活動
4 土地家屋調査士会等による全国自治体との防災協定
5 空家等対策に関する土地家屋調査士会の参画
6 東日本大震災と土地家屋調査士の相談業務
第４章　自らを省みる土地家屋調査士
1 土地家屋調査士の登録
2 懲戒処分
第５章　研鑽し続ける土地家屋調査士
1 土地家屋調査士特別研修と ADR 代理関係業務認定土地家屋調査士
2 土地家屋調査士会による研修会
3 ブロック協議会による新人研修
4 土地家屋調査士の研修の充実（研修ライブラリ、e ラーニング）
第６章　研究し、発信し続ける土地家屋調査士
日本土地家屋調査士会連合会の「研究所」について
第７章　仲間を支え合う土地家屋調査士
1 全国の土地家屋調査士会
2 日本土地家屋調査士会連合会組織について
3 土地家屋調査士政治連盟
第８章　進化を続ける土地家屋調査士
1 土地境界紛争が起きない社会～「境界紛争ゼロ宣言!!」
2 国際地籍シンポジウムの開催
3 地籍問題研究会
4 土地の筆界に関する「地域の慣習（地図等の歴史的資料類）」の研究
第９章　土地家屋調査士が歩み続けた道
1 土地家屋調査士制度の誕生
2 日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに土地家屋調査士制度及び不動産登記制度の変遷

【特別価格・送料無料】FAX送付先：03-3953-2061（日本加除出版　営業部）

書名		特価（税込）	部数
土地家屋調査士白書2016	51008 28調白	1,750円	部

お申込日：　　年　　月　　日　　販促コード：203694

フリガナ		TEL	
お名前		FAX	
		E-mail	
ご住所	〒		

※ご記入いただきました個人情報は、ご注文商品の発送、お支払確認等の連絡および弊社からの各種ご案内(DM、アンケートなど)以外の目的に利用いたしません。

日本加除出版
〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061（営業部）
営業時間：月～金(祝日除く) 9:00-17:00　http://www.kajo.co.jp/

国民年金基金から

将来の生活に安心を持とう

山梨会　　芦澤　武

私が土地家屋調査士国民年金基金に加入したきっかけは、先輩土地家屋調査士からのアドバイスでした。平成12年に登録したときに先輩から言われたことが、「若いときから将来の生活も考えて仕事をするよう、今から考えておいたほうがいい。会社員とは違い個人事務所でやっていくなら、すべてを自分でやらなければならない。老後の生活を考えると、周りの人が年金をもらえる年になったとき、自分も多少でもなければ寂しい思いをするし、ある程度余裕のある生活もできるように将来設計をしたほうがいいよ。」とのアドバイスでした。会社組織では自動的に給料から社会保険料が支払われているが、個人事務所では自分で考え、将来設計もしていかないといけない。土地家屋調査士は年を取れば給料が上がるわけでもなく、何時までも同じように仕事をすることは難しいと思います。今、仕事ができるときに少しでも蓄えを考える方法の一つとして、国民年金基金はいい方法です。個人事業者では国民年金だけですので、さらに自分の貯えとなる国民年金基金をプラスすることで、ある程度の余裕にも繋がります。

土地家屋調査士会の新人研修のときに説明や案内パンフレットもあったと思いますが、私の場合、身近な先輩の話を聞き、会報に記事があるのを見たことがきっかけでした。加入する年齢が上がると毎月の掛金も上がるとのことでしたので、収入と将来の受給額を参考に、若いうちに加入することを決めました。おかげで毎月の掛金も少なく、口数はいつでも変更できるので無理のない範囲で続けられています。

しばらくは妻と2人暮らしで毎年旅行に行くような生活でしたが、今では子供も4人となり、必要な生活費も増え、教育費もこれからかかることから、益々将来のことを考えるようになり、数年前に国民年金基金をできるだけ増口しました。口数により受給額が明確ですので将来設計もしやすくなっています。

一度加入してしまえば毎月自動引き落としなのであまり考えることなく、毎月の生活費の支払いと同じ感覚で支払いが続きます。でも実際は、将来自分に返ってきます。国民年金基金の掛金は、全額が社会保険料控除で所得から差し引くことができます。これも大変助かることです。

安心できる将来の生活を考え、土地家屋調査士に登録したら一緒に「土地家屋調査士国民年金基金」に加入することをお勧めします。そして、将来の生活に安心感を持って仕事ができることが、日々の仕事の成果にも現れると思います。

土地家屋調査士国民年金基金 ★ 限定 ★ 新規加入キャンペーン

ご家族や補助者に国民年金の方はいらっしゃいませんか？

土地家屋調査士の先生の**奥様**や**お子様**、
または**補助者**の方が**国民年金**でしたら、
土地家屋調査士国民年金基金に
ご加入いただけます。

今ならもれなく キャッシュバック 1万円＋

1000円分の図書カード

・期間：2016年4月1日～2017年3月31日

・対象者：国民年金の方で土地家屋調査士国民年金基金に新規ご加入いただき、初回掛金の納付ができた方

・応募手順：

①土地家屋調査士国民年金基金に未加入の人が基金に「加入申出書」を送る
②加入の手続きが完了したら、1,000円分の図書カードをプレゼント
③初回の掛金引落日に、口座から掛金の引落ができたことを確認
④1万円キャッシュバック決定
⑤初回の掛金引落日から2ヶ月以内に、口座に1万円をお振込みします

6月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

6月15日までが

ご加入・増口のチャンス！

お問合せは今すぐ！

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル
0120-145-040
（平日 9:00～17:00）

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成28年 3月 1日付

東京	7937	小池 俊也	東京	7938	小山 智大
神奈川	3029	大川 和良	神奈川	3030	丹 茂孝
神奈川	3031	関 崇彦	埼玉	2613	田部 浩史
埼玉	2614	小室 友哉	千葉	2167	岡野 露徳
静岡	1779	伊藤 孝博	大阪	3272	野口 貴宏
大阪	3273	川島 政樹	大阪	3274	峯本 大志
兵庫	2469	舩江 寛克	兵庫	2470	平川 朗雄
兵庫	2471	稲留 正博	兵庫	2472	坂本 龍
愛知	2912	酒井 和宏	愛知	2913	髙木 照之
愛知	2914	廣瀬 敦司	岐阜	1276	廣瀬 哲
福井	437	金子 栄吉	石川	664	北川 茂和
岡山	1385	神原 章紘	大分	835	髙橋 里美
鹿児島	1076	北村 誠	沖縄	496	細野 陽一
沖縄	497	与儀 雄	宮城	1024	石川 勇治

平成28年 3月10日付

東京	7939	八谷 将次	神奈川	3032	重近 一慶
埼玉	2615	轟 勝寛	新潟	2208	古俣 善之
三重	890	中西 健斗	長崎	792	後藤 祐樹
札幌	1190	福井 年江	愛媛	853	西本 穂

平成28年 3月22日付

東京	7940	高杉五輪男	東京	7941	輿水 城治
神奈川	3033	筒井 淳	神奈川	3034	佐野 陽平
京都	879	大矢 好樹	石川	665	風無 康介
広島	1876	上原 武	岡山	1386	辻 仁滋
福島	1481	樟山 裕康			

登録取消し者は次のとおりです。

平成28年 1月 6日付			新潟	948	三浦 圭二
平成28年 1月17日付			東京	4411	阿部 三善
平成28年 2月 3日付			宮城	769	佐々木 尚
平成28年 2月 4日付			埼玉	1856	遠藤 髙光
平成28年 2月 9日付			旭川	12	湊 英司
平成28年 2月12日付			三重	721	水野 照文
平成28年 2月17日付			宮城	388	伊藤 長壽

平成28年 3月 1日付

東京	4607	佐藤 進	兵庫	583	岩根 正
兵庫	2088	前川 敦夫	奈良	325	見瀬 達也
和歌山	335	伊澤 新朔			

平成28年 3月10日付

神奈川	1911	小野澤一浩	茨城	598	西連寺賢三
茨城	1425	西連寺正則	静岡	413	堀 鑛一
静岡	1247	清水 貞男	静岡	1428	杉山 満
奈良	332	近本 良行	岐阜	1062	堀越 貞有
岡山	1269	山本 泰久	福岡	1555	髙田 寛道
大分	820	日髙惠美子	宮城	819	小松 陽一

平成28年 3月22日付

千葉	1579	久我 健夫	長野	2302	佐橋 英治
兵庫	1975	藤堂 登	愛知	2334	川合 繁昌
広島	1069	内藏田二朗	福岡	2235	井上 知一
山形	984	三浦 良一			

ADR認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成28年 3月 1日付

青森	760	上明戸 茂			

平成28年 3月10日付

千葉	2141	山口 大助	千葉	2147	宇津木崇明
千葉	2154	前田 豊			

平成28年 3月22日付

神奈川	2992	寺島 史晴	岡山	1380	木村 信彦

人事異動　法務局・地方法務局

法務局・地方法務局における職員の人事異動が四月一日付けで行われましたので、その一部を左に紹介いたします。（○　平成二十八年四月一日付け異動）

法務局

庁名	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松
局長	加藤朋寛	○森木田邦裕	佐藤主税	○弘瀬晃	○多田衛	余田武裕	○喜多剛久	○秦愼也
総務部長	○鎌倉克彦	○醍醐邦治						
民事行政部 部長	○堀恩恵	○梅田実	○前田幸保	千葉和信	石山順一	榮孝也	○佐藤隆	○大野政徳
民事行政部 次長	髙信幸男							
民事行政部 民事行政調査官	○濟田秀治	山照多賀世	○蔦啓一郎	武田信夫	大場良成	○小松淳也	○酒井秀明	○片岡博司
民事行政部 総務課長	○神崎強	○宮﨑浩典	○中野尚幸	西尾修治	○井ノ口忠明	○齊藤孝志	○竹村啓人	○松田修治
民事行政部 登記情報システム管理官	○下瀬潤一	松本展明	夏目精	○瓜生教行	○吉福拓也	及川朝也	○坪井英樹	平山昌範
民事行政部 首席登記官（不動産）	○北田聖一	小山浩幸	○室井孝弘	○有田敏博	山口松美	○小田切学	梅村上	○松尾雅広
民事行政部 首席登記官（法人一・法人）	黒澤貞彦	○石打正己	大場錦司	○正木開志	○田原昭男	大井宏憲	熊倉裕幸	○村上賢二
民事行政部 首席登記官（法人二）	○渡邉敬治	○西村隆						
民事行政部 電子認証管理官	○亀田雅子							
民事行政部 動産登録課長	名倉一成							

地方法務局

庁名	東京：横浜	さいたま	千葉	水戸	宇都宮	前橋	静岡	甲府	長野	新潟
局長	○松尾泰三	○竹中章	大竹聖一	○石塚裕昭	○伊藤武志	○鈴木宣彦	○三浦信幸	○境野智子	小山田才八	○羽田豊光
次長	○梶木新一	○小鷹狩正美	○中野亨	○中村和博	中富喜浩	○久保朝則	○齊藤恵子	○阿部精治	○鈴木和男	三橋豊
総務課長	西田正延	○土手敏行	大谷勝好	○八田和恵	○小笠原修	渡邊康博	○齋藤広安	松井博之	大河原修三	太田孝治
首席登記官	○山中正登　○羽石研造　○小林敦　○髙林正浩　○高橋幸一　白井成彦　○大滝和成　○渡辺英樹　○柳田修　高野晃　○松下悟　矢部博志　鳥山隆　宮城安　江本修二　脇健一　○本多洋一　中山光市　○柳川謙二									
登記情報システム管理官	○上野裕明	○境野明広	神田正廣	○桜庭英樹	○木村敏明	加藤一則	○天野幸司	小池和寿	本間裕之	○相澤政子

庁名	大阪：京都	神戸	奈良	大津	和歌山	名古屋：津	岐阜	福井	金沢	富山
局長	○中本昌彦	○森元利宏	藤井昇平	○阿野純秀	○堀内龍也	加藤武志	○泉代洋一	○吉原宏	山本英司	近藤康文
次長	新井浩司	平出正良	藏田和彦	喜田繁克	○山本憲幸	松山芳和	岡田治彦	○佐竹昭彦	柳澤育義	○友利りつ子
総務課長	○崎村和洋	○江口幹太	○伊藤いつき	降籏元	○水野健司	宮本典幸	○木野忠和	三村篤	○池田哲郎	○相原茂
首席登記官	○南多実男　○田中和明　○斎藤勤　新宮高明　○奥村伸吾　○正井義一　○松尾力実					林康雄　○久郷孝幸　片野靖江　○前原朝子　○竹内秀明　○金森雅美　伊藤友久　○千野里美				
登記情報システム管理官	今西貞之	徳村嘉昭	河合伸浩	千手茂美	○池上秀樹	野口友洋	○矢島聖也	○下中寛	○木村浩士	○室田眞吾

地方法務局

庁名	広島：山口	岡山	鳥取	松江	福岡：佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
局長	○小山健治	宮城直之	○丸尾秀一	山﨑秀義	○石本仁	○吉川隆	鈴木雅利	○波多野新一	○山本芳郎	巣山弘清	増永俊朗
次長	長尾健二	高見鈴子	原尻真二	園部修治	○野津満	小宮山義隆	馬場潤	○梅崎弘正	渡辺富雄	井芹知寛	塩屋朝治
総務課長	吉田光宏	東方良司	○坂野恵美	河井茂行	岡本高至	松岡秀樹	○中山浩行	○石崎司	○高丸雅幸	庄司健人	○山家史朗
首席登記官	○渡辺人志　○片山勝也　森本浩志　○横山紫穂　○清水政人				○池田洋一　宿理昌彦　錦戸真理　柴田保隆　坂口豊一　岡野光延　○友利勝彦　○佐藤典康　○田原教靖　○幸野正博						
登記情報システム管理官	渡邉剛	○荻野仁	○徳田浩	○下田往夫	○川地栄一	中野展宏	○井手口衛一	○與倉博也	○古賀悦子	○髙木修	河津勲

庁名	仙台：福島	山形	盛岡	秋田	青森	札幌：函館	旭川	釧路	高松：徳島	高知	松山
局長	○持田弘二	○大橋光典	○山岡徳光	○戸津利彦	芳見孝行	○原口克広	○羽澤勝夫	○中崎俊彦	○田中茂樹	○須藤義明	西岡康之
次長	鈴木通広	○雨宮広幸	真鍋健次	○德永勝幸	髙橋誠	○久保井浩美	大塚隆夫	佐藤浩雄	○今澤一也	森一朋	椋野浩文
総務課長	唐澤茂	○星野辰守	○綿谷修	佐藤毅	村井誠	杉本正樹	後藤芳昭	中村雅人	村田登志生	○川野達哉	遠藤勝久
首席登記官	菅原武志　戸津新一　武田聡　本間与志雄　○蝦名貴保　長橋範夫					○木幡賢　○酒井順一　鈴木光彦			清部義幸　○村上雅人　○東洋一　○浜詰啓子		
登記情報システム管理官	○佐藤和弘	○佐藤透	○佐藤義治	小山敏政	内野秀明	平田和光	磯部智志	○鈴木直樹	○日向直樹	○金子長年	青木稔治

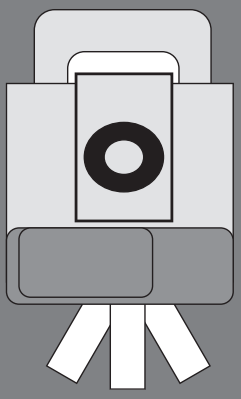

測量機器総合保険（動産総合保険）のご案内

保険期間：平成 28 年 4 月 1 日午後 4 時から 1 年間

（中途加入可能です。毎月２０日締切の翌月 1 日開始となります。）

この機会に是非ご検討ください！

お支払い例①

測量中誤って測量機器を倒し壊れた。

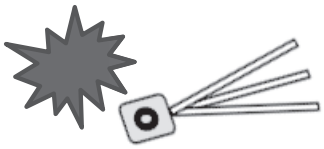

お支払い例②

保管中の測量機器が火災にあい焼失した。

お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に保管中に盗難にあった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社　桐栄サービス　TEL.03(5282)5166**

〒101-0061　東京都千代田区三崎町 1 丁目 2 番 10 号　土地家屋調査士会館 6 階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社　TEL.03(3259)6692**

〒101-8011　東京都千代田区神田駿河台 3-11-1　広域法人部営業第一課

B15-151028　使用期限：2017 年 4 月 1 日

三重会

「公嘱だより」

公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
業務処理理事　市野　浩太郎

『BORDER』第77号

「おじちゃん、あの飛行機、見えるかなー？」

首を傾げた少年がさした指の先。そこには、紅葉に彩られた飯高の山の稜線の上に広がりをみせる青い空に浮かぶ飛行機の姿があった。

「ああ。見えると思うよ。このレンズを飛行機のほうへ向けて、覗いてごらん」

指導役の土地家屋調査士の優しい言葉に、少年は軽く頷き、小学校の中庭の端に設置されたトータルステーション(TS)の頭を、腫れ物に触るかのように、恐々と動かした。そして、少年は、フリーキックを蹴る前の『五郎丸ポーズ』のように動きを止めて集中し、レンズを覗き込んだ。一瞬の静寂。5秒。

「おっ！見えた！凄い！飛行機が見えた！」

「あー。僕も見たい。どれ？どれ？」

周りにいた他の少年たちが瞬く間に、TSの傍に駆け寄ったため、その周りにスクラムのような人の輪が出来た。

「こらぁ。順番だよ、順番。はい、並んで！」

担任の熱血男性教師の張りのある声が、中庭に轟き、少年たちを窘めた。小学校5、6年生の複式クラスの6名の少年が、無邪気に、はしゃぐ姿とその屈託のない笑顔に、その場に居た調査士たちは皆、心が和んだ。

11月19日に、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が主催した松阪市立香肌小学校への出前授業。松阪区域の社員の調査士5名が参加した「区域において初の試み」だった。渦巻く不安を胸に抱いて臨んだ社会貢献事業。しかし、そんな心配とは裏腹に、少年たちのTSに対する食いつきの良さを目のあたりにすると、調査士たちは安堵の表情を浮かべ、胸を撫で下ろすのだった。

チャイムが鳴った。

教室に戻り、自分の席についた少年たちは、先ほどまでのTS体験とは打って変わって、粛然と、座学の講師が登場するのを待った。

廊下が軋む音が響いた後、扉が開いた。そこには「バラードの帝王」の異名を持つ山本幸司調査士

の姿があった。山本調査士は、生徒全員の顔をゆっくり見つめた。『I am KOJI…』。その美声が講義の口火を切った。少年たちに対して、丁寧に説明するその様は、14条地図作成業務の境界立会の際の進行シーンを想起させた。山本調査士の相手に寄り添う温もりのある姿勢を見ると、誰もが思わず『あったかいんだからぁー』と両手を顎の下で動かしたくなる。調査士の仕事の説明。光の速度の説明。算数の問題と解説。山本調査士の口から紡がれる流暢な講義に少年たちは興奮し、何度も息を呑んだ。決して言い淀むことのないスムーズなその進行に対し、少年たちは瞬きをすることも忘れ、山本調査士に向けて羨望の眼差しを投げた。

その時。ふいに、プレッシャーが山本調査士を襲った。一瞬、山本調査士の目が曇ったように見えた。座学の終了予定時刻が山本調査士の頭を過ぎる。つきまとう制限時間との闘い。山本調査士は、天を見上げて荒々しい息を吐いた。山本調査士は、目を見開き、振分親方の現役時代を彷彿させるような気合の入った表情を浮かべた後、少しペースを上げて、何とか座学の講義を成し遂げた。少年たちの心を、ガッツリ掴んだ山本調査士の熱い講義は、まさに『結果にコミット』していた。

心を鷲掴みにされた少年たちは、その後、再度中庭に移動した。そこで彼らは輪をかけて、或る調査士の虜になった。少年たちの目の前には、TSを飄々と操る男の後ろ姿。男が振り返った。吉村工調査士だった。かつて、泥棒を捕まえたことで三重県警から表彰され、一躍、名を馳せたスター調査士の彼は、そのサラサラヘアを風に靡かせて漣のように揺らしながら、少年たちに変幻自在の測量テクニックを披露し始めた。吉村調査士のその凄みは、一瞬にして少年たちの全身を貫き、彼らの好奇心に衝撃を与え、その心の奥底に『火花』を散らした。吉村調査士のいなせな姿とTSの多彩な機能に心を踊らされた少年たちは、一心不乱にTSの周りを駆け巡り、TSに振動を与えた。それを心配した或る男性教師が、吉村調査士の傍に近づき、尋ねた。

「このTSという測量機器は、精密機器というからには倒してしまって壊れたりしたら、修理代が大変でしょう。保険に入っているのですか？」

その刹那。吉村調査士は挑むような目つきで教師を見つめた後、うっすらと微笑みを浮かべて、言い放った。

『安心して下さい。入(っ)てますよ』

少年たちはその後、「歩測ゲーム」と「TSを駆使した手裏剣の地上絵の作成」に嬉々として取り掛かり、ピンポールを持って少年たちにアドバイスをおくる中西輝男調査士と小倉永義調査士の『切れ目のない対応』に自尊心を擽られ、このうえない至福の時間を満喫したのだった。

こうして、公嘱協会主催の香肌小学校への出前授業は幕を下した。

この日、少年たちはその純粋な瞳で、TSのレンズの先に一体、何を見ていたのだろうか？

未来？希望？夢？…。土地家屋調査士には見えない、いや、決し

て大人には見えない何かだろうか？

一方、この出前授業に参加した調査士の目には、何が見えていたのだろうか？…。

時は正午を過ぎていた。

あたたかい陽の光が、中庭の芝生を照らしていた。少年たちが見せた真剣な姿が余韻となって、出前授業を終えて佇む調査士たちの心を穏やかに揺らしていた。そのはるか奥に聳える飯高の静謐な森の中では、風に吹かれた紅葉が、いつまでも悠然と揺れ続けていた。

編集後記

薫風自南来　殿閣生微涼
（くんぷうじなんらい　でんかくびりょうをしょうず）

今年2月に行った全国の寄附講座・出前授業の開講・実施状況アンケートによると、9土地家屋調査士会・1ブロック協議会において、10大学・1専門学校に寄附講座が開講され、20土地家屋調査士会において、21小学校・1中学校・24高校・1高専・1その他で出前授業が実施されています。

今月号の事務所運営に必要な知識では、寄附講座を受け入れている大学側から捉えた「不動産専門教育のあり方」という少し広い視点で、土地家屋調査士が大学における不動産実務教育を担うことの意義と有用性が掲載されています。

寄附講座・出前授業は、制度の重要性が理解されることで安全安心な社会づくりをという社会貢献事業の一面と、広報事業として、次世代の受験者の拡大、制度の発展へと社会的評価を高めていくという重要な役割があると考えます。地域の大学等との連携が図られ、同様の取組ができるような機会があれば、その環境づくりを支援したく、会報では次号から様々な角度から情報をお届けして参ります。

さて、私たちの周りには、四季それぞれに風が吹いています。新緑を渡ってくる五月の風は、若葉の薫りを運び、質感と量感を増した光とともに部屋の中に飛び込んできます。窓を開けて風を迎え入れることが心地よく感じられる爽やかな季節となりました。

今年は5月5日の「こどもの日」が立夏。端午の節句は、男の子の健やかな成長を祈るものです。菖蒲の節句とも呼ばれ、尚武に通じ、鯉のぼりや五月人形など、男子にふさわしいものを飾り立てることが好まれます。青い空に五色の吹流しと真鯉と緋鯉が元気にはためく姿は晴れ晴れしく、五月の空にあって欲しいものですが、住宅事情や少子化が要因なのか、あまり見かけなくなり寂しい気がします。菖蒲湯に入ったり、柏餅を家族皆で食したり、伝統行事を大切にすることは、文化を守り育み伝えていくことに繋がり、そこにある謙虚な日本人の心を知ることで、心豊かに暮らせるヒントもあるように思います。決して絶やしてはならないと思うのです。

広報部次長　上杉和子（三重会）

土地家屋調査士

毎月1回15日発行
定価　1部　100円
1年分　1,200円
送料（1年分）　1,008円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　林　千年
発行所　日本土地家屋調査士会連合会©
〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp
印刷所　十一房印刷工業株式会社